

平成29年度
需要家側エネルギーリソースを活用した
バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金

リソースアグリゲーター公募要領

平成29年4月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」(6. 資料 P.51)をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。
また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した設備等の法定耐用年数期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
※ 法定耐用年数とは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(平成28年3月31日財務省令第27号)」に規定するものである。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただきます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」(以下「補助金適正化法」という。)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

全体概要

平成29年度 需要家側エネルギーリソースを活用した バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金について

バーチャルパワープラント(以下、「VPP」)とは、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等のエネルギー設備やディマンドレスポンス(以下、「DR」)等のVPPリソース導入促進事業者側の取り組み等、電力グリッド上に散在するエネルギーリソースを統合的に制御することで、発電所のような電力創出・調整機能が仮想的に構成されたものを言う。

平成29年度需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金(以下、「本事業」)では、VPP実証に要する経費を補助することにより、高度なエネルギーマネジメント技術を用いて、エネルギーリソースを供給力・調整力等として活用するビジネスモデルの構築やネガワット取引の活用の機会の拡大を図る。これにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。

本事業は、一般財団法人エネルギー総合工学研究所(以下、「IAE」)と一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」)が共同で執行する。補助金申請者や補助対象経費に応じて、申請書を提出する団体や参照する公募要領等が異なるので、注意すること。

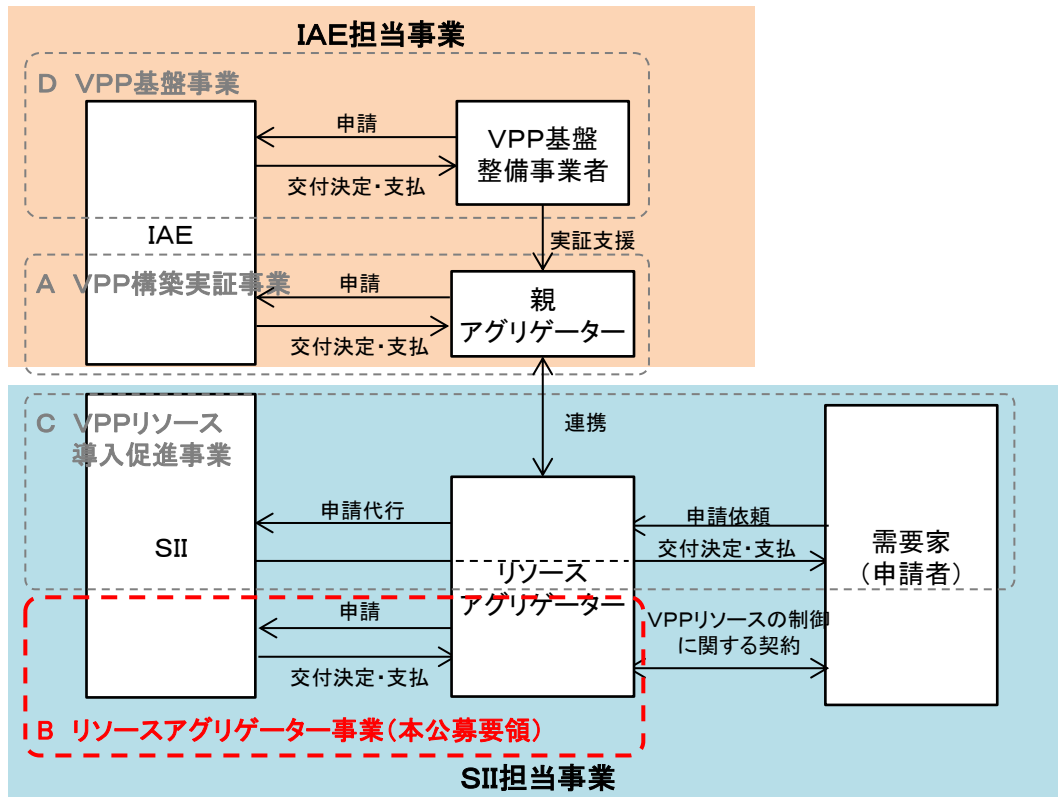
事業分類表

分類	事業名	執行団体	事業内容	主な補助対象経費	補助率
A	VPP構築実証事業	IAE	B・D事業で登録されたリソースアグリゲーター及び採択されたVPP基盤事業者と共同でVPP実証を行い、VPP構築に向けて技術実証、制度的課題の洗い出しを行う事業。	人件費、システム開発費 等	1/2以内
B	リソースアグリゲーター事業	SII	需要家と直接VPPリソースの制御に関する契約を行い、VPPリソースの遠隔制御・統合管理を行う事業者が、A事業で採択された親アグリゲーターと共同で実証を行う事業。	人件費、システム開発費 等	1/2以内
C	VPPリソース導入促進事業	SII	A事業で採択された親アグリゲーターとB事業で登録されたリソースアグリゲーター事業者が制御を行う蓄電池等のVPPリソースや制御装置等の導入を支援する事業。	蓄電池、PCS、EMS、制御装置、導入工事費等	定額 1/2以内
D	VPP基盤事業	IAE	A事業で採択された親アグリゲーターのVPP実証を支援し、事業課題等の調査・分析及び必要なシステム開発を行う事業。	人件費、システム開発費 等	定額

本公募要領

全体概要

事業スキーム全体図



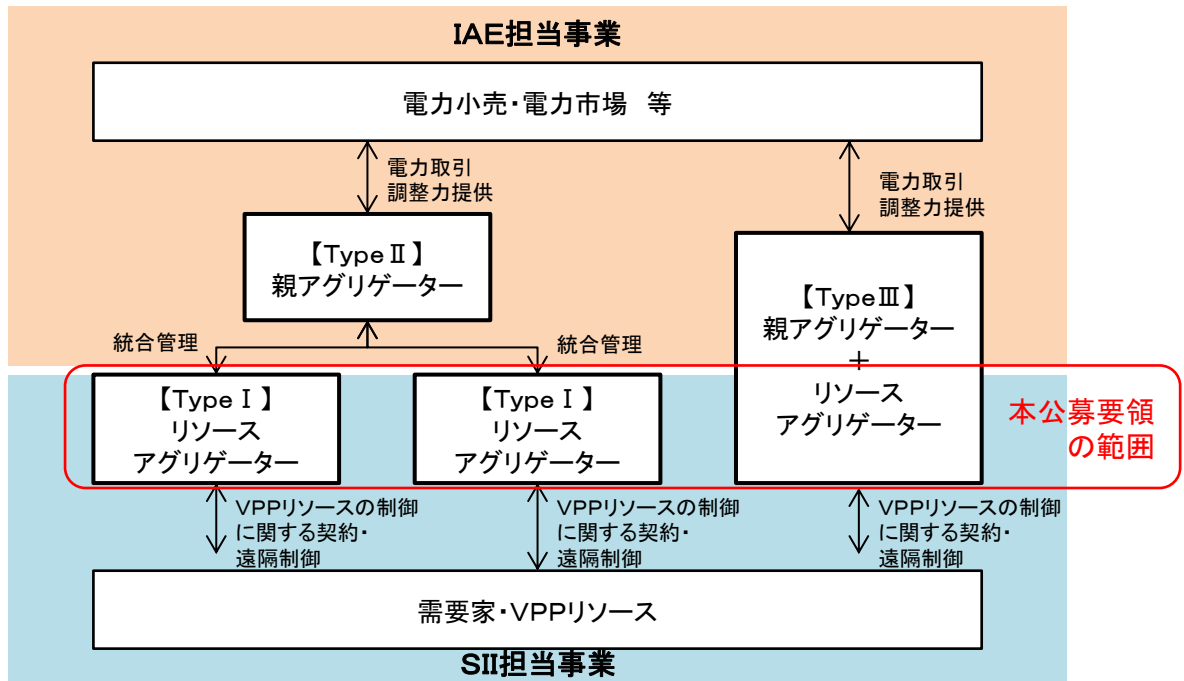
本事業では、VPPアグリゲーターを下記の3分類に定義する。事業範囲に応じて、IAE・SIIのどちらか、もしくは双方への申請が必要となる。需要家とVPPリソースの制御に関する契約を直接締結し、VPPリソースの遠隔制御・統合管理を実施する事業者は、必ずB事業への申請が必要。なお、Type Iの事業者は必ずType II・IIIの事業者と連携、Type IIの事業者は必ずType Iの事業者と連携すること。

VPPアグリゲーター 分類

分類	概要	申請事業/申請先
Type I	Type IIもしくはIIIの事業者と連携し、需要家とVPPリソースの制御に関する契約を直接締結、VPPリソースの遠隔制御・統合管理を実施する事業者（リソースアグリゲーター）	B事業/SII
Type II	需要家とは直接VPPリソースの制御に関する契約を締結しないものの、複数のType I事業者の上位で統合管理を行い、電力小売や電力市場等で取引等を想定した実証を行う事業者（親アグリゲーター） ※親アグリゲーターの業務を一部担う事業者のうち、電力小売や電力市場と直接契約や取引を行わないものも含む	A事業/IAE
Type III	Type I・IIの双方を実施する事業者 ※親アグリゲーター及びリソースアグリゲーターの業務を一部担う事業者のうち、電力小売や電力市場と直接契約や取引を行わず、また需要家とVPPリソースの制御に関する契約を直接締結しないものも含む	A・B事業双方 /IAE・SII双方

全体概要

事業イメージ



リソースアグリゲーター申請・採択/登録分類

Type	申請先	注意事項
I	SII (B事業)	<ul style="list-style-type: none"> • Type II・IIIの事業者を必ず指定すること、複数のType II・III事業者の指定も可能。 • 指定したType II・IIIの事業者が全てA事業で不採択となった場合、リソースアグリゲーターも登録されない。ただし、本事業期間中にA事業で採択されたType II・IIIの事業者と連携できた場合、随時登録を行う。(予算がある場合限る)
II	IAE (A事業)	<ul style="list-style-type: none"> • Type Iの事業者を必ず指定すること。指定したType I事業者が全てB事業で登録されなかった場合、A事業で採択されない。
III	IAE SII 双方	<ul style="list-style-type: none"> • A・B事業双方の要件を満たさない場合には、Type IIIとしては採択されない。 • A事業で不採択となっても、A事業で採択されたType II・IIIの事業者との連携等といったB事業に求められる要件を満たせば、Type Iとして登録する。

1. リソースアグリゲーターについて	07
1-1. リソースアグリゲーターの位置づけ	07
1-2. 分類	07
1-3. リソースアグリゲーターの業務	08
1-4. その他留意事項	10
1-5. リソースアグリゲーターへの補助	11
1-6. リソースアグリゲーター事業スケジュール	12
2. リソースアグリゲーター登録要件	16
2-1. 登録要件	16
2-2. 審査方法・基準	17
3.(参考)VPPリソース公募事業概要	19
3-1. 事業の目的	19
3-2. 事業名称	19
3-3. 予算額	19
3-4. 補助対象事業	19
3-5. 補助対象事業者	20
3-6. 補助対象設備	21
3-7. 補助対象経費	24
3-8. 補助金額及び補助上限額	25
3-9. 申請単位と回数	26
3-10. 上限額・下限額	26
3-11. 補助事業期間	26
3-12. 公募期間	26
3-13. 事業全体スケジュール	27
4. リソースアグリゲーター申請方法	33
4-1. 公募期間	33
4-2. 提出先	33
4-3. 提出書類	34
4-4. 申請時点のエビデンス構成に関して	35
4-5. 交付申請書のファイル作成方法	36
5. 実証経費・システム開発費等申請方法	38
5-1. 提出書類	38
6. 提出資料の作成例	41
7. 資料	51

1.リソースアグリゲーターについて

1. リソースアグリゲーターについて

1-1. リソースアグリゲーターの位置づけ

リソースアグリゲーターとは、A事業で採択された親アグリゲーターと連携し、需要家と直接VPPリソースの制御に関する契約を行い、電力グリッド上の散在する再生可能エネルギー発電設備の統合管理や、蓄電池、空調等に対する遠隔制御・統合管理を行う事業者のことをいう。

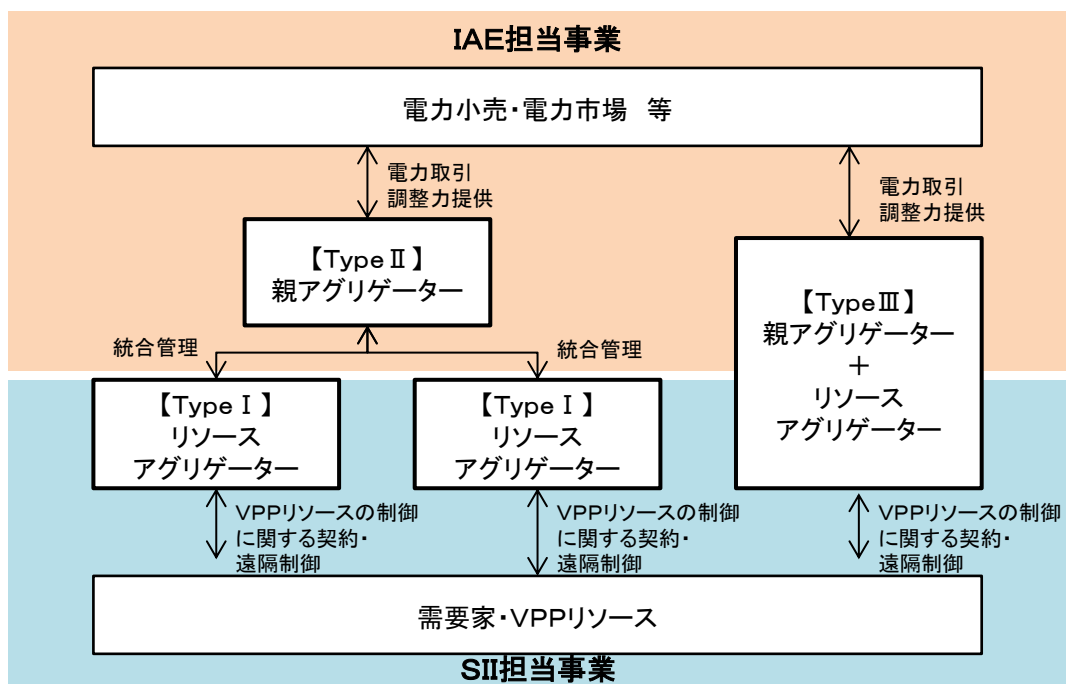
1-2. 分類

本事業では、VPPアグリゲーターは、実施する業務範囲から、下記の3分類を定義する。

VPPアグリゲーター 分類

分類	概要	申請事業/申請先
Type I	Type IIもしくはⅢの事業者と連携し、需要家とVPPリソースの制御に関する契約を直接締結、VPPリソースの遠隔制御・統合管理を実施する事業者(リソースアグリゲーター)	B事業/SII
Type II	需要家とは直接VPPリソースの制御に関する契約を締結しないものの、複数のType I事業者の上位で統合管理を行い、電力小売や電力市場等で取引等を想定した実証を行う事業者(親アグリゲーター) ※親アグリゲーターの業務を一部担う事業者のうち、電力小売や電力市場と直接契約や取引を行わないものも含む	A事業/IAE
Type III	Type I・IIの双方を実施する事業者 ※親アグリゲーター及びリソースアグリゲーターの業務を一部担う事業者のうち、電力小売や電力市場と直接契約や取引を行わず、また需要家とVPPリソースの制御に関する契約を直接締結しないものも含む	A・B事業双方/IAE・SII双方

事業イメージ

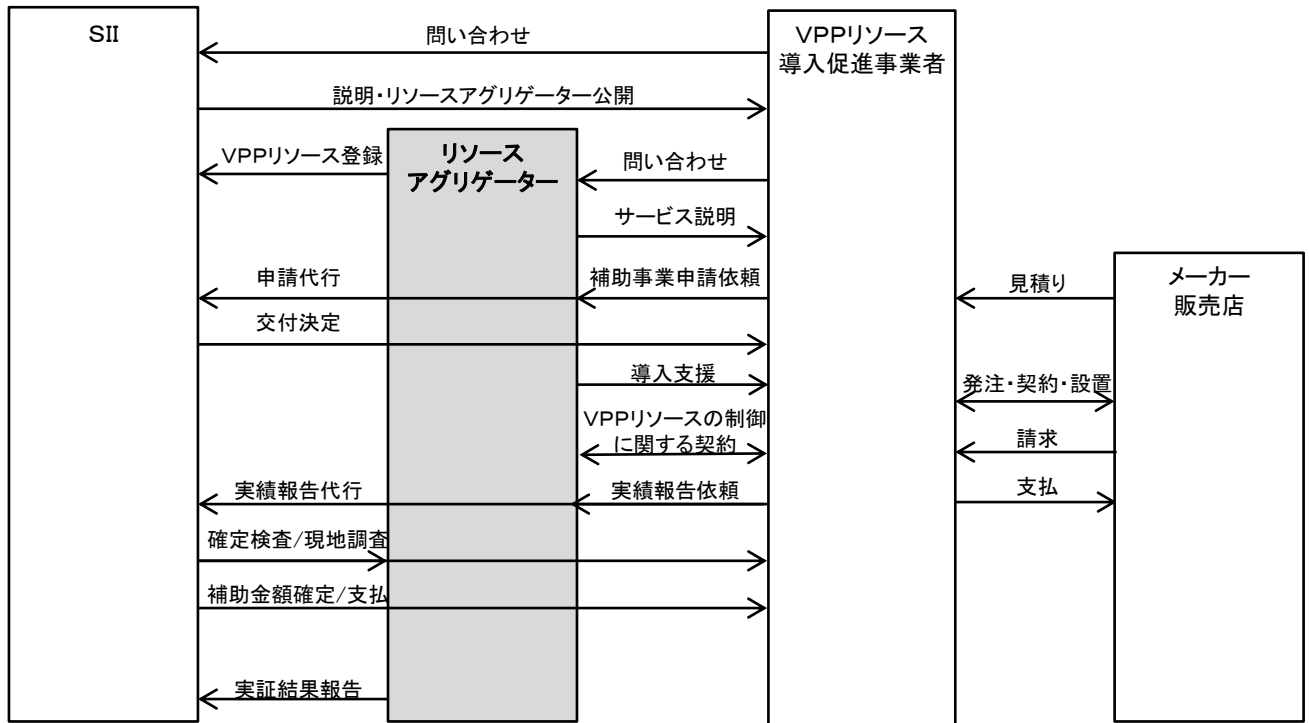


1. リソースアグリゲーターについて

1-3. リソースアグリゲーターの業務

リソースアグリゲーターは、自社のVPPリソースの制御に加え、C事業におけるVPPリソース導入促進事業の申請代行・実績報告代行・実証成果報告等、補助金執行にかかわる管理業務を行うこととする。補助金の適正執行の観点から、下記(1)から(6)の業務を行わなければならない。

リソースアグリゲーター業務の全体像



(1) VPPリソースの登録

SIIへ制御可能なVPPリソースの種類を登録すること。なお、家庭用蓄電池の場合はメーカー・型番の登録を必須とする。その他、SIIが需要家向けに作成するリソースアグリゲーター一覧に必要な情報(提供サービスの内容、サービス費用等)を提供すること。

(2) 問い合わせへの対応

C事業の補助対象となる設備およびシステム・機器の導入を検討する需要家からの問い合わせ対応
他、C事業の概要についても説明ができるよう体制を整えること。

(3) 補助金交付申請の代行

C事業の補助対象となる設備およびシステム・機器の導入を検討する需要家に対して、C事業についての詳細な説明を行うとともに、C事業への申請を行うこととなった場合には、必要書類を取りまとめ、SIIへの提出を代行すること。

1.リソースアグリゲーターについて

(4) VPPリソースの導入支援とサービスの提供

C事業において、SIIよりVPPリソースの導入の交付決定を受けた者(VPPリソース導入事業者)に対して、リソースアグリゲーターは導入設備の設置を支援するとともに、VPPリソースの制御に関する契約を結ぶこと。

(5) 実績報告の代行と確定検査への対応

リソースアグリゲーターはC事業完了後の実績報告を代行し、SIIに提出すること。SIIは実績報告を受けたC事業に対して、必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。リソースアグリゲーターはVPPリソース導入事業者への連絡や現地確認に必要な調整など、SIIが行う確定検査へのサポートを行うこと。

(6) VPPリソースの制御実績の報告

リソースアグリゲーターは、補助事業期間の制御実績データを取得し、平成30年2月16日までにSIIへ報告すること。実証報告時にはVPPリソースの導入実績、電力創出・調整量のエビデンスを添付すること。また、これ以外の時期においても、SIIはリソースアグリゲーターにデータの提出を依頼することがある。

※SIIに提出されたデータは、国に提出された後、統計的な処理等をされた後公表される場合がある。

【報告すべき内容】

A事業の成果は、A事業で採択された親アグリゲーターが、配下のリソースアグリゲーターの実証成果も含めてIAEに報告する。リソースアグリゲーターは下記の内容を連携する親アグリゲーターへ報告できるようにデータ収集等を行うこと。別途、SIIからリソースアグリゲーターへ報告を求める場合がある。

区分	項目	詳細
契約内容	親アグリ⇄リソースアグリ間	制御指示時間、契約制御量(上げ・下げ・kW等)、エリア 等
	リソースアグリ⇄VPPリソース導入促進事業者間	制御指示時間、契約制御量(上げ・下げ・kW等)、持続時間、制御対象機器、最低保証容量 等
制御指示内容	親アグリ⇄リソースアグリ間	制御指示時間、制御指示量(上げ・下げ・kW等)、持続時間、エリア 等
	リソースアグリ⇄VPPリソース導入促進事業者間	制御指示時間、制御指示量(上げ・下げ・kW等)、持続時間、制御対象機器 等
実証成果	VPPリソース導入実証成果	リソース種類、メーカー、型番、定格能力、導入数、導入エリア 等
	VPPリソース導入促進事業者属性	住所、建物種別、築年数、平米数、空調種別、使用エネルギー量、契約電力 等
	制御実証成果	ベースライン、制御実績(上げ・下げ・kW等)、持続時間、制御機器、ロードカーブ 等

1. リソースアグリゲーターについて

1-4 その他留意事項

- SIIは、本事業の適正な運用のため、必要な時期にリソースアグリゲーターの事業所への立ち入りを含めた監査を行うことができる。リソースアグリゲーターは、SIIの求めに応じて監査に協力すること。
 - リソースアグリゲーターは、SIIが行うVPPリソース導入事業者への現地検査や、会計検査院の会計実地検査に備え、本事業で関与した領域のすべての資料を、補助事業完了後、最低5年間保管し、閲覧・提出に協力すること。
 - リソースアグリゲーターは、C事業のVPPリソース導入事業者が虚偽申告等により補助金を不正に受給したことが明らかになった場合、速やかに国もしくはSIIに報告しなければならない。
 - リソースアグリゲーターは、C事業のVPPリソース導入事業者に対して事業を通じて取得した設備について、適切な財産管理を促すこと。また、補助対象設備の所有権移転や処分の必要が生じた場合には、速やかにSIIに連絡することを事業者に助言すること。
 - リソースアグリゲーターの都合により、VPPリソース導入事業者が導入したVPPリソースがVPP構築実証事業に活用できなくなった場合の財産処分の補償について、事前に取り決めること。
 - リソースアグリゲーターにおいて、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、リソースアグリゲーターとして不適切であるとSIIが判断した場合、事業途中であってもSIIはリソースアグリゲーターに対し、登録の解除を行うことができる。その場合、解除日以降の申請は受け付けず、リソースアグリゲーターへ支払済みの補助金があった場合は、全額返金を求める場合がある。
 - 不正並びに業務の怠慢等により、リソースアグリゲーターの登録の解除を行った場合、SIIが執行する全補助事業の新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する場合がある。
- ※ SIIが行う審査を通過し、リソースアグリゲーターリストに登録された事業者に限り、B事業への申請及びC事業への申請の代行ができる。

1.リソースアグリゲーターについて

1-5. リソースアグリゲーターへの補助

リソースアグリゲーターへは、下記の補助を行う。リソースアグリゲーター登録後に別途交付申請を行うこと。なお、人件費・実証経費・システム開発費等の交付申請を行わなくとも、VPPリソースの代行申請は行うことができる。

区分		内容	補助率	上限額
人件費		研究員、補助員の人件費 (健保等級単価による計算、詳細はP. 39補足⑧参照)	1/2以内	3,000万円
事業費	実証経費(事業に必要な直接経費)	旅費、委託費、外注(請負)費、通信費、会議費、会議室借料、各種リース料、印刷製本費	1/2以内	
	システム開発費	システム設計費、ソフトウェアシステム設計関係費、ライセンス購入費、プログラムの作成、開発委託費 (詳細はP. 13補足①参照)	1/2以内	

人件費 :リソースアグリゲーターが直接支払う人件費(消費税がかからない人件費)

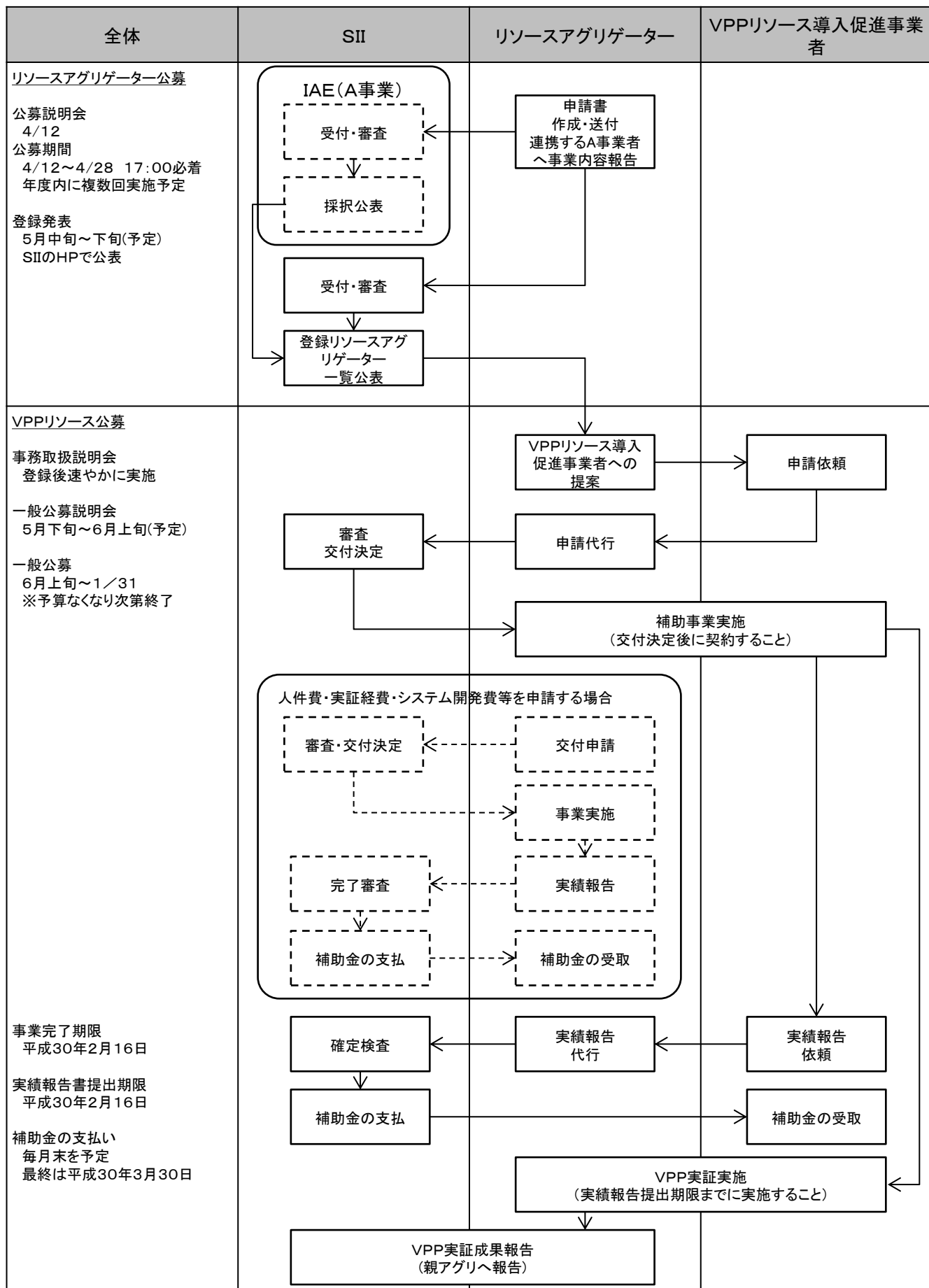
実証経費 :実証経費として支出するもの(非固定資産、消費税がかかる支出)

システム開発費 :固定資産登録を行うシステム開発費(システム利用料は実証経費)

※C事業の申請等の代行業務に要する費用は補助対象外。

1. リソースアグリゲーターについて

1-6. リソースアグリゲーター事業スケジュール

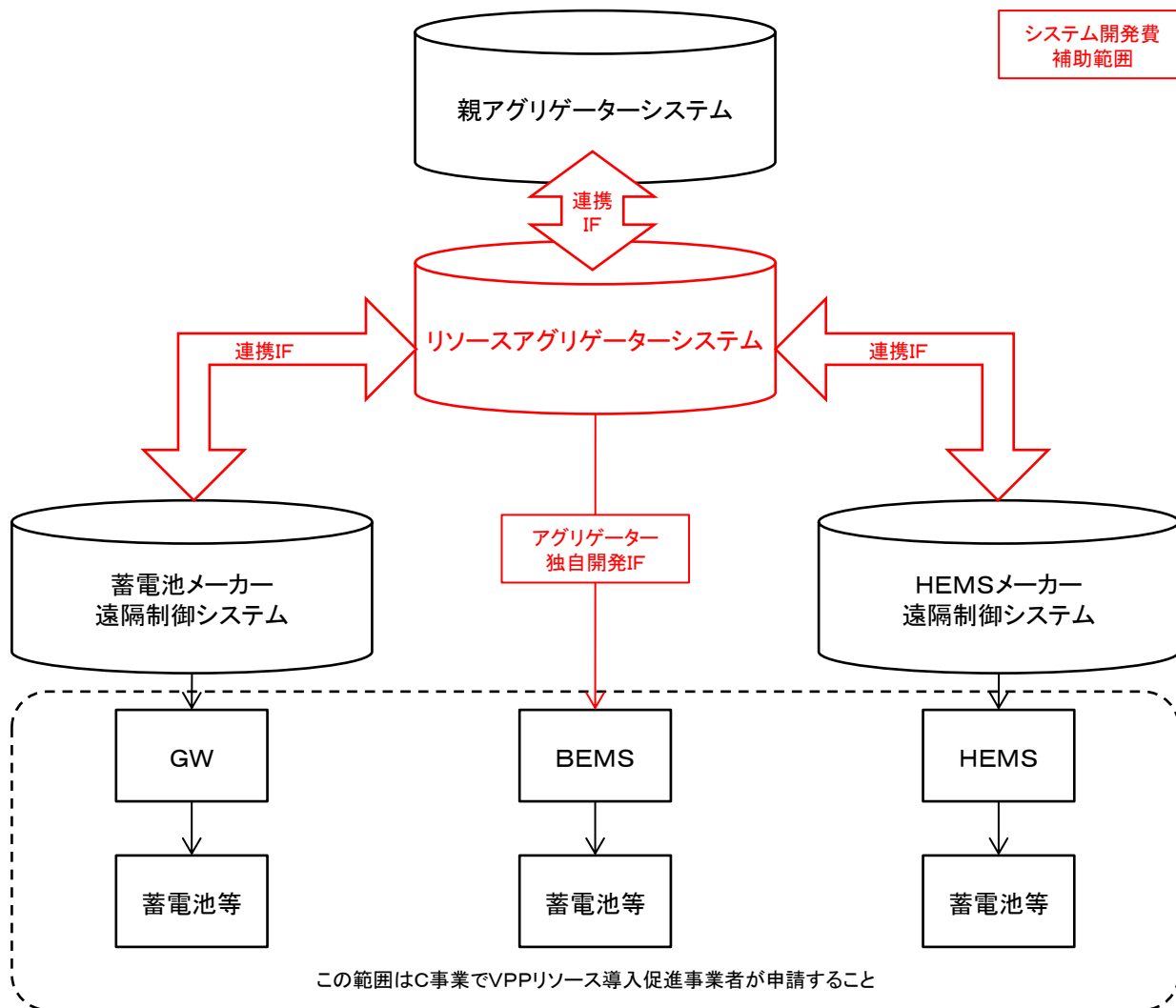


1. リソースアグリゲーターについて

【補足①】リソースアグリゲーターのシステム開発費補助範囲に関して

B事業では、Type I の事業者へのみ下記の範囲のシステム開発費に対して補助を行う。Type III の事業者は、A事業において、B事業のシステム開発費も合わせて報告すること。いずれも、B事業実施のために開発・取得するものに限り、リソースアグリゲーターが資産計上するシステム開発費に限る。（資産計上されないライセンス費等は除く）

- リソースアグリゲーターがVPPリソースの遠隔制御・統合管理を実施するためのシステム
- 親アグリゲーターとの連携IF
- 蓄電池メーカーやHEMSメーカー等との連携IF
- リソースアグリゲーターが独自にVPPリソースを遠隔制御するためのIF
- その他、B事業のためにSIIが必要と認めるシステム



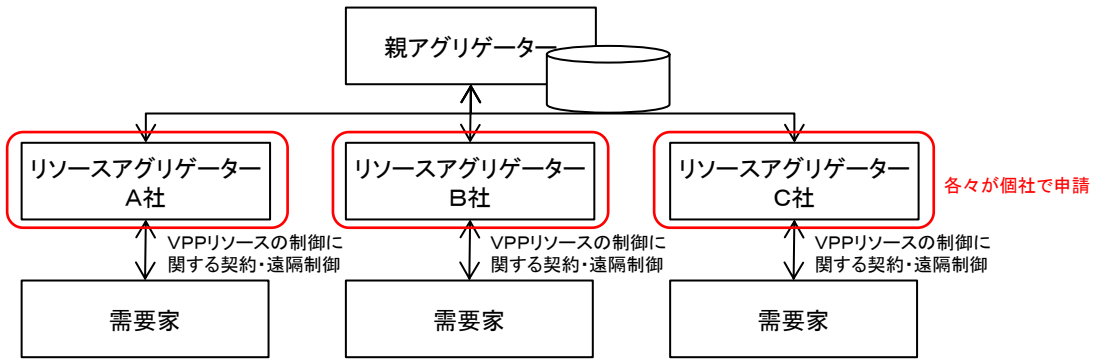
1. リソースアグリゲーターについて

【補足②】リソースアグリゲーターの事業スキームと申請単位について

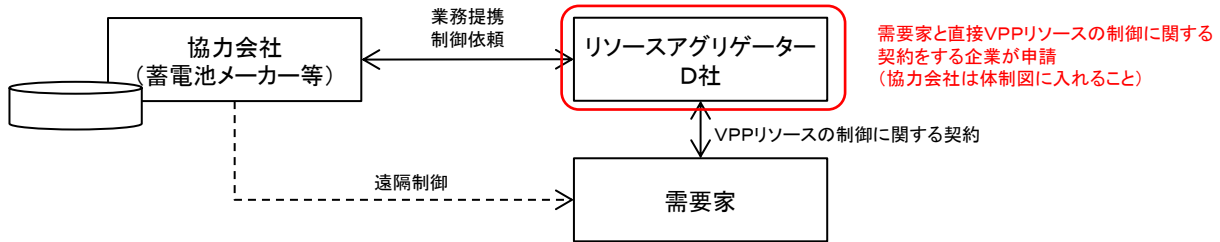
リソースアグリゲーターはVPPリソース導入促進事業者と直接VPPリソースの制御に関する契約を行う個社毎に申請を行う必要があり、同じサービス・システムを共有する場合でもコンソーシアムでの申請は原則認めない。

【同一のシステム・サービスを共有する場合】

リソースアグリゲーター
申請単位

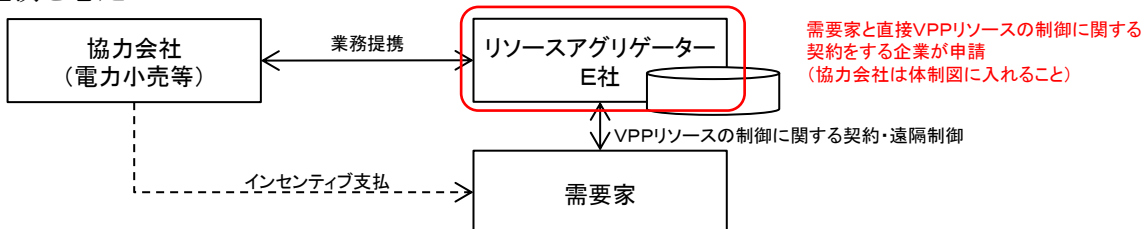


【協力会社との業務提携によってサービス提供する場合】

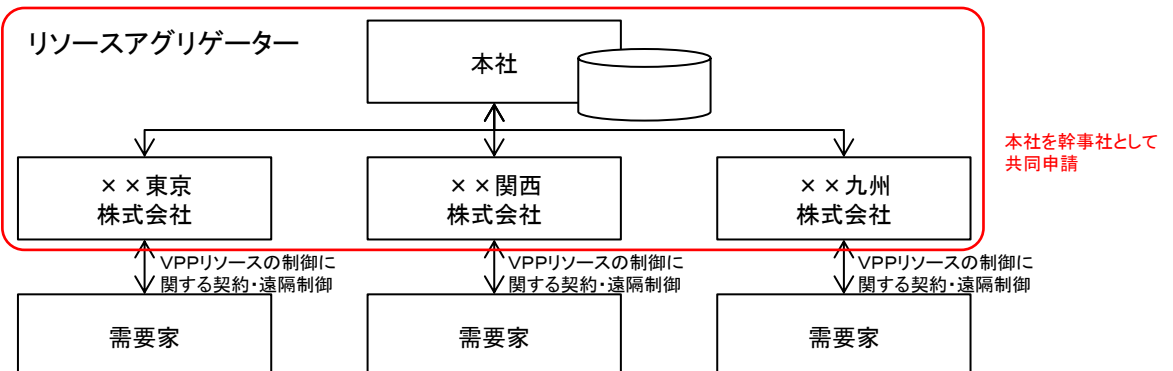


【リソースアグリゲーターがVPPリソースの制御に関する契約を行うものの、需要家への報酬等は協力会社が支払う場合】※A～Dのいずれの事業においても報酬は補助対象外とする

電力小売等との連携を想定



【100%同一資本の企業が地域別に法人を設立している場合】



※共同で申請する場合は事前にSIIに相談すること。(事前相談のない共同申請は認めない)

2.リソースアグリゲーター登録要件

2.リソースアグリゲーター登録要件

2-1. 登録要件

下記の要件をすべて満たすこと。

区分	No.	登録要件
経営基盤	1	日本国内において登記された法人であること。
	2	安定的な事業基盤を有していること。
	3	経済産業省所管の補助金等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
	4	応募書類(別紙3)「暴力団排除に関する誓約書」に記載されている事項に該当しないこと。
運営体制	5	A事業の親アグリゲーターと連携ができること
情報管理	6	本事業に携わる部署において、情報セキュリティ対策が実施されていること。(JIS Q27001相当の第三者認証取得が望ましい)
	7	「サイバーセキュリティガイドライン」に基づいたセキュリティ対策が実施されていること。 ※平成29年3月8日 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会 資料5-2参照
	8	補助事業期間および補助事業完了後において、補助事業者の同意を得て必要な情報を国・IAE・VPP実証支援事業者・SIIIに提供できること。
事業実施能力	9	自社サービスで接続可能なVPPリソースの種類を明示できること。(家庭用蓄電池の場合はメーカー・型番指定必須)
	10	需要家に対してVPPリソースを制御する時間と制御量の見込、ベースライン、制御実績等を提示できること。
	11	VPPリソースに対して安全性を担保しながら遠隔制御を行い、電力創出・調整等が実施できること。
	12	自社がVPPリソースの制御に関する契約をしている需要家のVPPリソースの稼働状況・接続状況等を遠隔で一括管理できること。

2.リソースアグリゲーター登録要件

【注意事項】

- 同じサービス・システムを共有する場合でも、コンソーシアムではなく個社で申請を行うこと。ただし、100%資本関係のある会社で、地域別に法人を設立している場合等は共同申請を認める場合があるので、事前にSIIへ相談すること。(詳細はP. 14補足②参照)
- リソースアグリゲーターはVPPリソースの制御に関する契約内において、国、IAE、SII及びD事業での採択事業者への情報提供や情報公開に関して同意を得ること。
- SIIに提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合がある。
- 尚、交付決定等に関する情報は法人インフォメーションにおいてオープンデータとして原則公表される(個人事業主を除く)。
※ 「法人インフォメーション」Webサイト:<http://hojin-info.go.jp>

2-2. 審査方法・基準

SIIは、申請された事業内容等について、3-1の登録要件をすべて満たしているか審査を行う(必要に応じて申請業者へのヒアリングを実施)。さらに、SIIが設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえ、事業者を決定する。

※ 要件No. 7は自社で確認を行うこと。(外部認証等は不要)

※ 要件No. 9~12のサービス・機能を実装していることを明確に示すこと。

※ システム開発前であれば、要件No. 9~12はシステム開発完了後に満たすことを明確に示すこと。

3. 【参考】VPPリソース導入促進事業概要

VPPリソースの公募開始は6月上旬頃を予定しています。
現時点内容は検討中であり、VPPリソースの公募開始
時に変更となる可能性があります。

3. 【参考】VPPリソース導入促進事業概要

3-1. 事業の目的

本事業は、再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等のエネルギー設備やダイヤモンドリソース等のVPPリソース導入促進事業者側の取組等、電力グリッド上に散在するエネルギーリソースを統合的に制御することで、発電所のような電力創出・調整機能が仮想的に構成されたものの構築を図る実証事業に要する経費に対して、当該経費を補助する事業に要する経費を補助することにより、高度なエネルギーマネジメント技術を用いて、エネルギーリソースを供給力・調整力等として活用するビジネスモデルの構築やネガワット取引の活用の機会の拡大を図る。これにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。

3-2. 事業名称

平成29年度 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金

3-3. 予算額

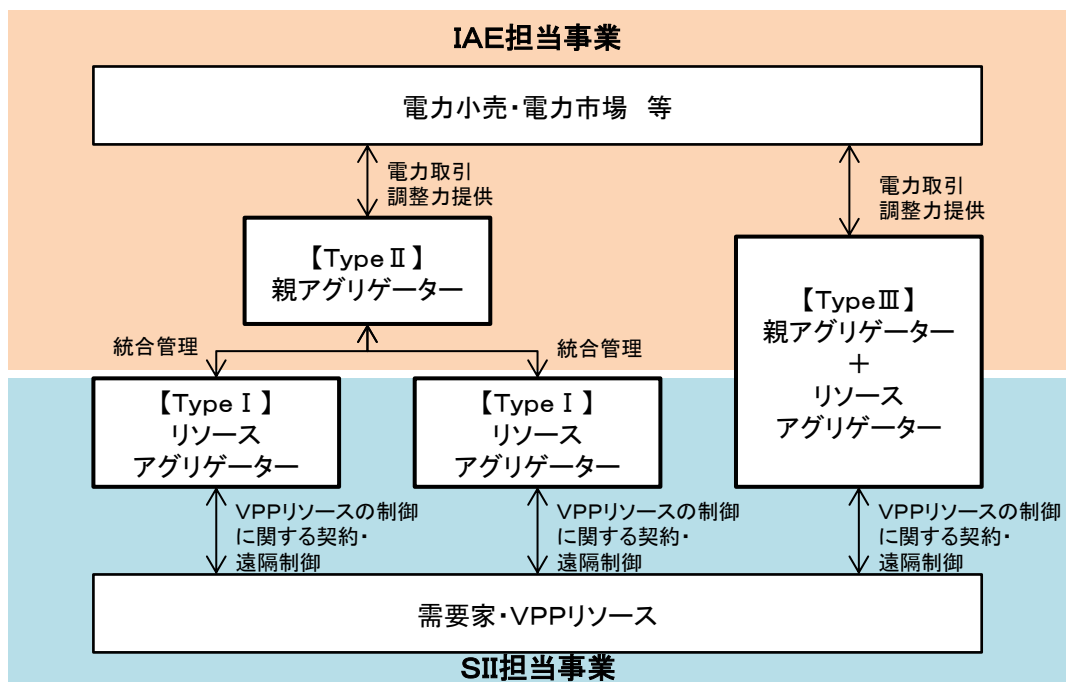
40億円の内数

※他事業の実施状況によって変動する。(P. 28補足④参照)

3-4. 補助対象事業

日本国内において、バーチャルパワープラント構築のためリソースアグリゲーションビジネスを行う者としてSIIが登録した事業者(以下、「リソースアグリゲーター」という。)とVPPリソースの制御に関する契約を締結し、蓄電システムやエネルギー管理システム(以下、「EMS」という。)、制御装置等を導入する事業を対象とする。

事業イメージ



3. 【参考】VPPリソース導入促進事業概要

3-5.補助対象事業者

下記の全ての要件を満たす事業者をVPPリソース導入事業者とする。

- ① リソースアグリゲーターとの間で、VPPリソース導入促進事業に係るVPPリソースの制御に関する契約を締結できる者であること。
- ② リソースアグリゲーターの責任により、導入したVPPリソースがバーチャルパワープラントに活用できなくなった場合の財産処分の補償についての事前取り決めに同意していること。
- ③ 補助金の申請及び交付に関する手続き及びその他SIIの定める手続きについて、リソースアグリゲーターを通じて行うことについて同意していること。
- ④ VPPリソース導入促進事業においてリソースアグリゲーターから提出される、申請に関する情報及び補助対象設備の活用状況等について、国及びIAE、D事業の採択事業者に情報提供が行われることについて同意していること。
- ⑤ 原則、VPPリソース導入促進事業により設置する補助対象設備の所有者であること。
 - ※ リース等で、設備使用者と導入設備の所有者が異なる場合、設備使用者と所有者で共同申請を行うこと。
 - ※ 割賦販売は対象外とする。(個人のカード決済による分割払いは除く)
 - ※ 詳細はP29補足⑤を参照のこと
- ⑥ 法定耐用年数の間、導入設備等を継続的に維持運用できること。
 - ※ 取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとする時や、VPPリソース導入促進事業の目的通りに使用しなくなった場合は、予めSIIの承認を受けなければならない。
 - ※ その場合、補助金の返還が発生する場合がある。
 - ※ 詳細はP30補足⑥を参照のこと。
- ⑦ 導入した補助対象設備等に関する使用状況や設備導入による事業効果等について、リソースアグリゲーター、SII及び国からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。
 - ※ 提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSII、もしくはIAEから公表される場合がある。
- ⑧ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
 - ※ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は受け付けない。

3. 【参考】VPPリソース導入促進事業概要

3-6.補助対象設備

下記の設備を補助対象設備とする。

但し、当該事業のリソースアグリゲーターによって遠隔制御が可能なものであること、または遠隔制御を行うために必要不可欠な設備であること。

(1)蓄電システム

補助対象とする蓄電システムは、その用途・仕様から下記表の通り分類する。

なお、将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、補助対象となる設備費が、機器毎に設定した目標 価格以下の蓄電システムのみ補助対象とする。

蓄電システム 機器仕様			目標価格等		
			目標価格 区分	保証年数	目標価格
4,800Ah・ セル未満	ZEH事業で登録される蓄電池		家庭用	10年～ 15年以上	15万円～ 22.5万円/kWh
	ZEH事業で 登録されな い蓄電池	蓄電容量／定格出 力が2.0以上			
		産業用 業務用	-	25万円/kW	
4,800Ah・セル以上					

※ 民生用住宅に導入する蓄電池は、P.23補足③の基準をすべて満たしていること。

※ リソースアグリゲーターが遠隔制御するための設備 (HEMS、ゲートウェイ等) を必ず導入すること。(既存設備で遠隔制御できる場合は新規導入する必要はない)

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

※ 目標価格を判定する保証年数は、SIIに登録された年数とする。(原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。ただし、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。)

※ 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり1万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てとします)

※ 中古品は補助対象外とする。

※ 法規的な定めによる安全上の基準等を全て満たしている設備であること。

3. 【参考】VPPリソース導入促進事業概要

(2) 家庭用EMS・計測・制御・IoT化機器

下記の設備を補助対象設備とする。

① HEMS機器

民生用住宅等においてVPPリソース管理を行うために必要な本体機器、計測装置、制御装置、通信装置、ゲートウェイ、モニター装置等。

② 家庭用設備IoT化機器

家庭用設備をIoT化し、VPPリソースとして管理するために必要な機器。

※ 電気自動車充放電装置(以下、「V2H」という。)とエコキュートに対するIoT化機器に限定する。

※ IoT化機器のみを補助対象とするが、分離ができない場合は本体装置ごと補助対象とする。

※ V2HはECHONET Lite Release J(平成29年8月末頃公開予定)を搭載していること。

※ エコキュートはECHONET Lite Release Iを搭載していること。

(3) 業務用・産業用EMS・計測・制御・IoT化機器

下記の設備を補助対象設備とする。

① 業務用・産業用EMS機器

ビル・工場等においてVPPリソース管理を行うために必要な本体機器、計測装置、制御装置、通信装置、ゲートウェイ、モニター装置等。

② 業務用・産業用設備IoT化機器

業務用・産業用設備をIoT化し、VPPリソースとして管理するために必要な機器。

※ 業務用電気自動車充放電設備を導入する場合、IoT化機器のみを補助対象とするが、分離ができない場合は本体装置ごと補助対象とする。

3.【参考】VPPリソース導入促進事業概要

【補足③】家庭用蓄電池の補助対象の要件

項目	登録要件詳細
①蓄電池パッケージ	蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号(以下、「パッケージ型番」という。)が付与されていること。
②ECHONET Lite	「ECHONET Lite Release H」以降の規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 ※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。
③AIF認証	エコネットコンソーシアムが規定するアプリケーション通信インターフェイス仕様書に準拠した製品の仕様適合性認証(以下、「AIF認証」という。)への準拠していること。 ※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。
④性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。
⑤蓄電池部安全基準	<p>■リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が、「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JISC8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>■リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。</p>
⑥蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C 4412-1」または「JIS C 4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。
⑦震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。
⑧保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の両方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該公募対象者以外の保証(販売店保証等)は含めないこと。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償とする。

※ 詳細は、「平成29年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」の「家庭用蓄電池登録要領」を参照し、蓄電池メーカーが登録申請を行うこと。

※ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業で登録対象外の蓄電池で、VPP事業で対象となる家庭用蓄電池を登録する場合は、VPP事業へ登録申請を行うこと。

※ 登録方法等の詳細は、別途SIIのVPP事業担当窓口(P.33参照)に相談すること。

3.【参考】VPPリソース導入促進事業概要

3-7.補助対象経費

補助対象経費は下記の通りとする。

区分		備考
設備費	家庭用蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ SIIに事前に登録されたパッケージ型番の範囲(蓄電池本体、PCS、リモコン、計測・制御装置、専用表示装置、筐体、他)
	産業用蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蓄電システム本体機器 ・ 蓄電システム制御装置(対象蓄電システムに付随するものに限る) ・ 計測・表示装置(対象蓄電システムに付随するものに限る) ・ 筐体(対象蓄電システムを収納する外箱、コンテナ等)
	家庭用EMS計測・制御IoT化機器	<p>【HEMS】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ集約機器(計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等) ・ 通信装置(ゲートウェイ装置、通信アダプタ等) ・ 制御装置(機器の制御に係るコントローラ等) ・ モニター装置(専用端末等) ・ 電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力量計、計測機能付分電盤 ・ 温湿度センサ等 <p>【IoT化機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ V2H機器の内、VPPリソースとして管理するために必要な範囲 ・ エコキュートの内、VPPリソースとして管理するために必要な範囲 ・ 分離できない場合は、機器全体を補助対象とする
	業務用・産業用EMS計測・制御IoT化機器	<p>【EMS】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ集約機器(計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等) ・ 通信装置(ゲートウェイ装置、通信アダプタ等) ・ モニター装置(専用端末等) ・ 電力使用量の計測に係るパルスピック、電流計、積算電力量計 ・ 温湿度センサ等 <p>【IoT化機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空調・照明・自家発電・業務用EV充電器等の設備をIoT化し、VPPリソースとして管理するために必要な設備 ・ 業務用EV充電機器のみ、IoT化機器と分離できない場合は、全体を補助対象とする
工事費 据え付け費	<p>補助対象設備の導入に不可欠な工事又は据え付け等に要する経費</p> <p>※ 新築の民生用住宅に蓄電池・V2H機器・エコキュートを導入する場合で、工事費を明確に分離できない場合は補助対象外とする。</p> <p>※ 補助対象設備以外の設備(再生可能エネルギー発電設備、電気自動車等)の導入に係る経費は補助対象外とし、補助対象経費との切り分けを行うこと。</p>	

※ 交付決定が行われる前に係る経費(事前調査費等)や、交付決定前に行われる契約・発注行為に係る経費は対象外とする。

※ 消費税法に定める消費税・地方消費税は補助対象外とする。

※ 土地の取得及び賃借料は補助対象外とする。

※ 既設設備等の撤去費用、除却あるいは廃棄に要する経費は補助対象外とする。

※ 自社調達の場合は利益排除を行うこと。(詳細はP.31補足⑦参照)

※ 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等(補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう)を含めないこと。

※ その他、SIIが対象外と判断した経費は、補助対象外とする。

3. 【参考】VPPリソース導入促進事業概要

3-8.補助金額及び補助上限額

補助金額及び補助上限額は、下記の通りとする。

設備区分		設備費			補助金額	補助金上限額	工事費 据え付け費
		目標価格等					
		目標価格区分	保証年数	目標価格			
蓄電システム		家庭用	10年	蓄電容量 1kWhあたり 15万円	初期実効容量 1kWhあたり 4万円 (定額)	設備費の 1/3以内	5万円(定額) または1/2以内の いずれか低い方
			11年	蓄電容量 1kWhあたり 16.5万円			
			12年	蓄電容量 1kWhあたり 18万円			
			13年	蓄電容量 1kWhあたり 19.5万円			
			14年	蓄電容量 1kWhあたり 21万円			
			15年 以上	蓄電容量 1kWhあたり 22.5万円			
		業務用 産業用	-	定格出力 1kWあたり 25万円			
家庭用 EMS 計測・制御 IoT化機器	HEMS	-		1/2以内	5万円	5万円(定額) または1/2以内の いずれか低い方	
	IoT化機器	-		1/2以内	V2H7万円 Iコキュート5万円		
業務用 産業用 EMS 計測・制御 IoT化機器	EMS	-		1/2以内	なし	1/2以内	
	IoT化機器	-		1/2以内	業務用EV充放 電装置のみ 7万円		

※ 蓄電システムに関して、補助対象設備の設備費が目標価格以下の設備のみ補助対象とする。

※ 目標価格を判定する保証年数はSIIに事前登録されている目標価格判定用保証年数とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量の内、計算値と計測値の何れか低い方を適用する。

3. 【参考】VPPリソース導入促進事業概要

3-9.申請単位と回数

(1)申請単位

原則、リソースアグリゲーターとVPPリソースの制御に関する契約を締結する事業所(住宅)単位とする。

(2)申請回数

同一事業者による申請回数の上限は設けないが、予算額上限となった場合は調整を行う場合がある。ただし、同一事業所(住宅)における申請は1回のみとする。

3-10.上限額・下限額

1申請あたりの補助金上限額は、1億円とする。

1申請あたりの補助金下限額は、4万円とする。

3-11.補助事業期間

(1)補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日(交付決定日)以降とする。

※補助対象経費に係る契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

(2)補助事業完了日及び実績報告提出期限

補助事業の完了日は、設置工事を完了し、VPPリソースの試運転の完了及び検収した日もしくは、補助事業者における支出義務額(補助事業に要する経費全額)を支出完了(精算を含む)した日のいずれか遅い方とする。

実績報告は、事業完了日から30日以内または平成30年2月16日(金)17時(必着)のいずれか早い日までに提出すること。

※申請時の事業完了日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。

※事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

3-12.公募期間

平成29年6月上旬から平成30年1月下旬まで随時(予定)

※交付申請書は、配送状況が確認できる手段で送付すること(直接、持ち込みは不可)。

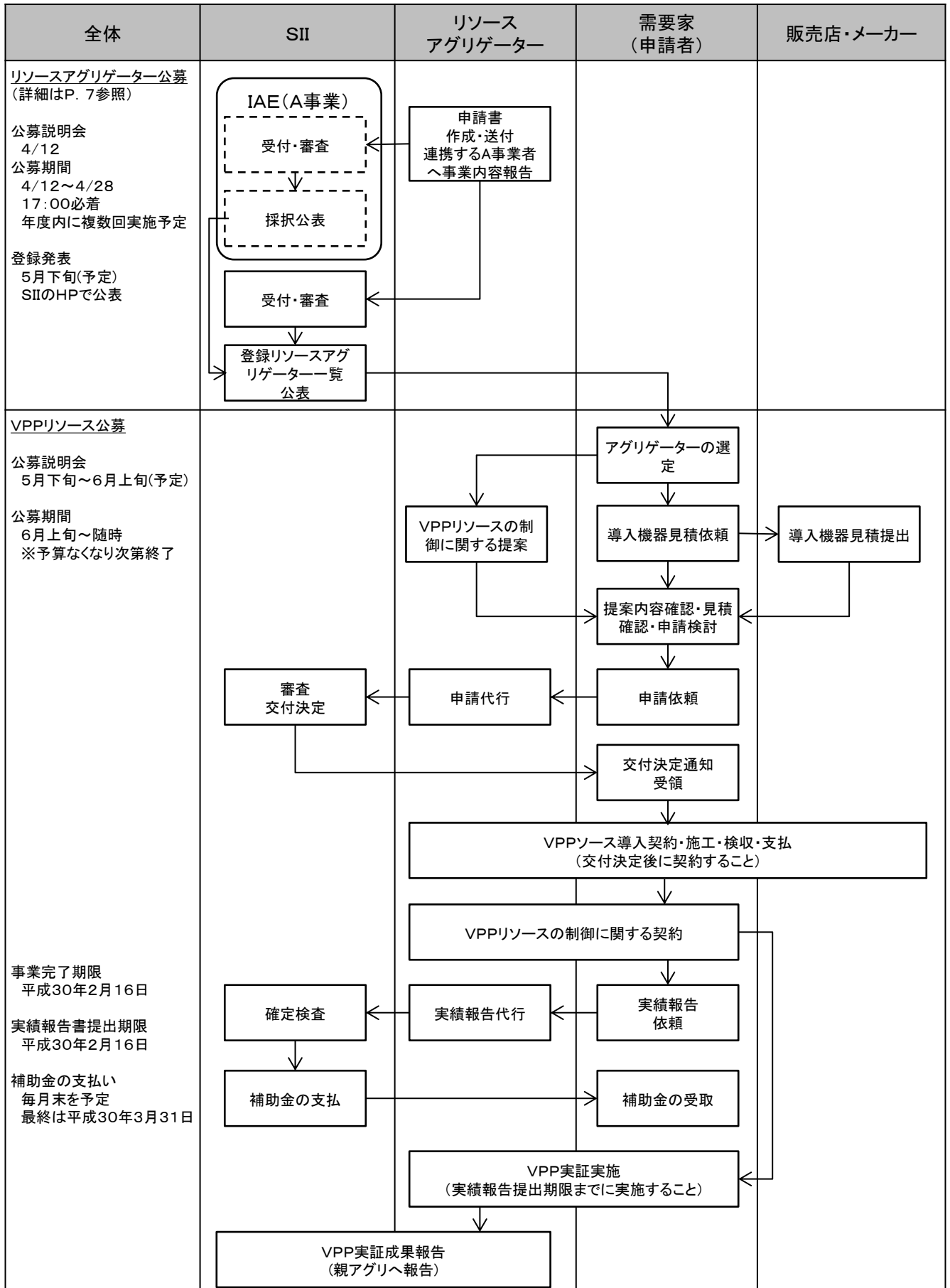
※予算額に達する申請があった場合は公募を終了とする。

※予算額を超える申請があった場合は、SIIのホームページにて公表をする。

その場合の申請の取り扱いについては、SIIのホームページを確認すること。

3. 【参考】VPPリソース導入促進事業概要

3-13.事業全体スケジュール



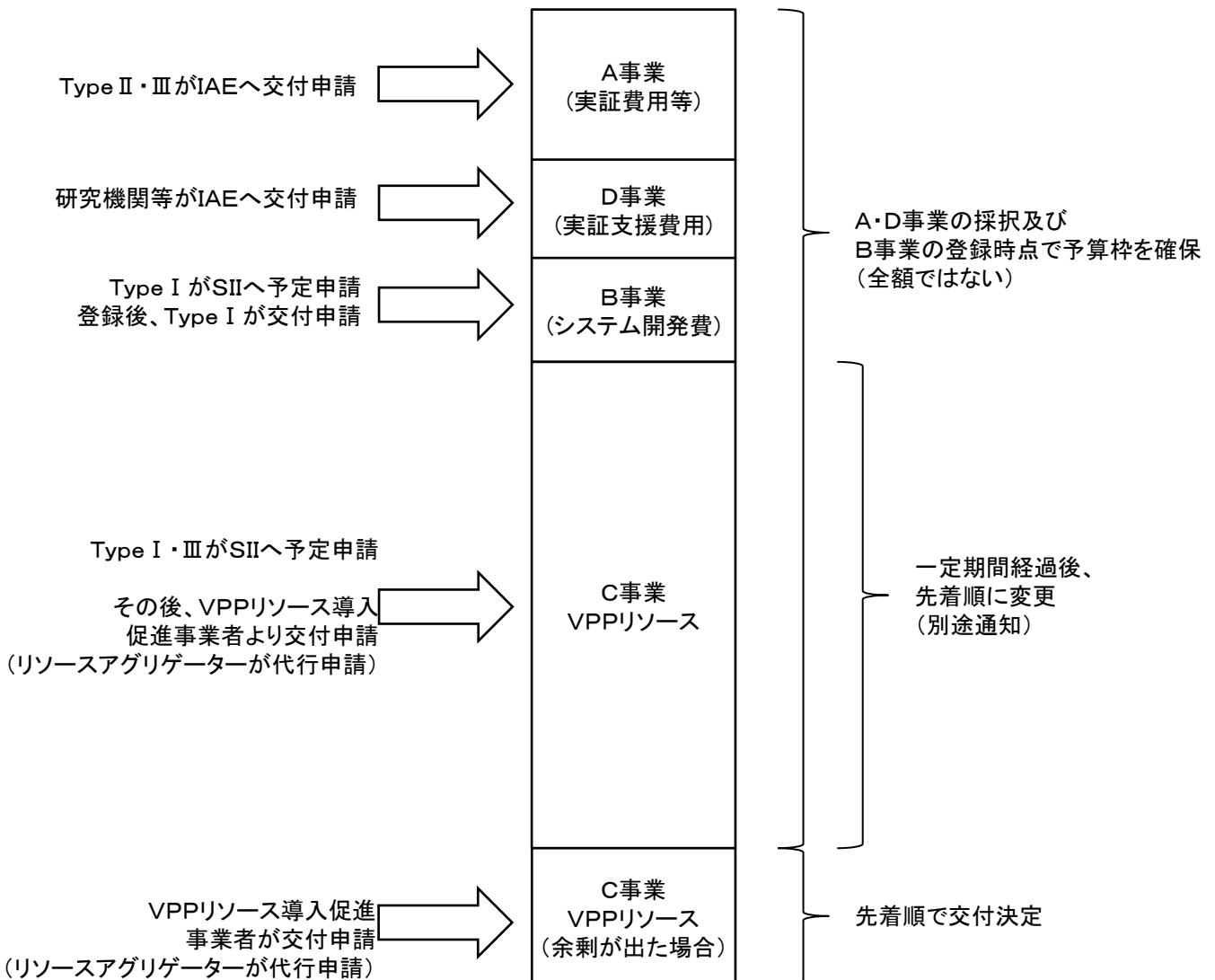
3. 【参考】VPPリソース導入促進事業概要

【補足④】全体予算の配分について

公募開始時点では各事業の予算枠は設けない。

A事業の採択状況及びB事業のシステム開発費申請予定状況等を鑑み、各事業への予算配分を決定する。A事業で利用予定のVPPリソース分(C事業分含む)は、実証実施の観点から、A事業に採択された時点で、連携するType I の事業者申請予定分を含めて一定程度の予算枠を設定(全額ではない)する。VPP実証で使用する予算枠を除いて、予算に余剰が出た場合は、先着順の予算枠を設定する。

ただし、予算枠を設定したA事業の実証利用分も、一定期間経過後は予算枠を撤廃し、先着順の予算に変更する予定。



【補足⑤】共同実施について

(1)ESCOを利用する場合

- ESCOを利用する場合は、設置事業者との共同申請を行い、ESCO事業者は1申請につき1社とする。
- シェアード・セイビングス契約に限る(ギャランティード・セイビングス契約等は対象外)。
- 導入効果がESCO事業者によって保証される契約(パフォーマンス契約)を行う事業とする。
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 同一事業において、自己購入とESCOの併用がないこと。
- 補助対象となる設備は、原則として、最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)使用することを前提とした契約とすること。

(2)リースを利用する場合

- リースを利用する場合は、設置事業者(設備使用者)とリース事業者等との共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 同一事業において、自己購入とリースの併用がないこと。
- 補助対象となる設備は、原則として、処分制限期間(法定耐用年数の間)使用することを前提とした契約とすること。
- 残価設定付リースの申請は受け付けない。

(3)商業用ビル等の場合

- 補助事業者が建築物の所有者の場合は、設備を所有する者が代表して申請することとする。但し、店子が存在する場合は店子が設備を適切に使用することを確認し、店子との契約書等の写しを提出するものとする。
- 補助事業者が店子の場合(自社所有でない建物等に設備を設置する場合は、建築物の所有者の承諾書(設備設置承諾書)を提出するものとする。
- 補助事業者が店子(X)であり、かつそのエネルギー管理単位に他のエネルギー使用者(Y、Z…)を含む場合は、他のエネルギー使用者(Y、Z…)が設備を適切に使用することを確認し、店子(X)と他のエネルギー使用者(Y、Z…)との契約書等の写し及び建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。

3. 【参考】VPPリソース導入促進事業概要

【補足⑥】財産処分について

本事業は、VPPリソースとして活用するための機器に補助を行うことを目的としている。よって、処分制限期間内に、下記のようにVPPリソースとして活用できなくなった場合は、交付規程第22条に則り、財産処分が必要となる。契約するリソースアグリゲーターと、導入した蓄電池等がバーチャルパワープラントに活用できなくなった場合の財産処分の補償についての事前に取り決めておくこと。

- リソースアグリゲーターとのVPPリソースの制御に関する契約が解除され、VPPリソースとして活用できなくなった場合
- リソースアグリゲーターが何らかの事情(倒産等)でVPPリソースの制御を継続できなくなり、VPPリソースの制御を代替する事業者が一定期間、見つからなかった場合
- その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸付・担保・廃棄・取り壊し)

【法人および個人事業主の場合】

法人および個人事業主の場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- 処分制限財産の償却資産登録日を起算日とする。
- 処分制限財産をVPPリソースとして使用しなくなった日を処分日とする。
- 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に記載がある設備別の法定耐用年数とする。(会計・税務上の法定耐用年数とは異なる場合があるので注意すること)
- 決算日は補助事業者の決算日とする。
- 減価償却方法は事業者の減価償却方法(定率法or定額法)を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

【個人の場合】

個人の場合、償却資産登録や減価償却等が発生しないため、下記の方法で返金額を計算する。

- 処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- 処分制限財産をVPPリソースとして使用しなくなった日等を処分日とする。
- 処分制限期間は4年とする。(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に記載がある「別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表」、「機械及び装置」の「4年」を適用する)
- 計算用の決算日を3/31とする。
- 減価償却方法は「定率法」を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

3. 【参考】VPPリソース導入促進事業概要

【補足⑦】利益排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと捉えられる。このため、利益等排除の方法を原則下記のとおり取り扱う。

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者自身の場合、利益等排除の対象とする。

2. 利益等排除の方法

原則、設備の製造原価を以って補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。但し、原価等を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明を以って原価として認める。

例) 売上原価／売上高(直近年度単独決算報告)を以って利益相当額を排除する。

＜利益等排除の考え方＞

区分	関係会社から	100%同一資本企業から	自社から
3社見積の場合	利益排除不要	利益排除不要	3社見積参加不可
特命発注の場合	利益排除については 事由書で判断	利益排除については 事由書で判断	利益排除

4.リソースアグリゲーター申請方法

4. リソースアグリゲーター申請方法

4-1. 公募期間

平成29年4月12日(水)～平成29年4月28日(金)17:00(必着)

※ 原則、配送状況が確認できる手段で送付すること。

※ SIIへ持ち込む場合は、事前に持ち込み時間をSIIへ連絡し、SII側が受取日時を記入可能な帳票を持参すること。(様式は自由)

※ 予算の消化状況次第で、リソースアグリゲーターは年度内に複数回公募する可能性がある。

4-2. 提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
審査第三グループ

**「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント
構築実証事業費補助金(リソースアグリゲーター申請)」**

申請書在中

※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用してもよい。

※ 郵送時は、必ず**赤字**で「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金(リソースアグリゲーター) 申請書在中」と記入のこと。

※ 申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。

※ 指定ファイルはExcelデータをメールで提出すること。

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
需要家側エネルギーリソースを活用した
バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金
補助金申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-3960

<受付時間:10:00～12:00 13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

Mail:vpp_info@sii.or.jp

ホームページ:http://sii.or.jp/

4.リソースアグリゲーター申請方法

4-3. 提出書類

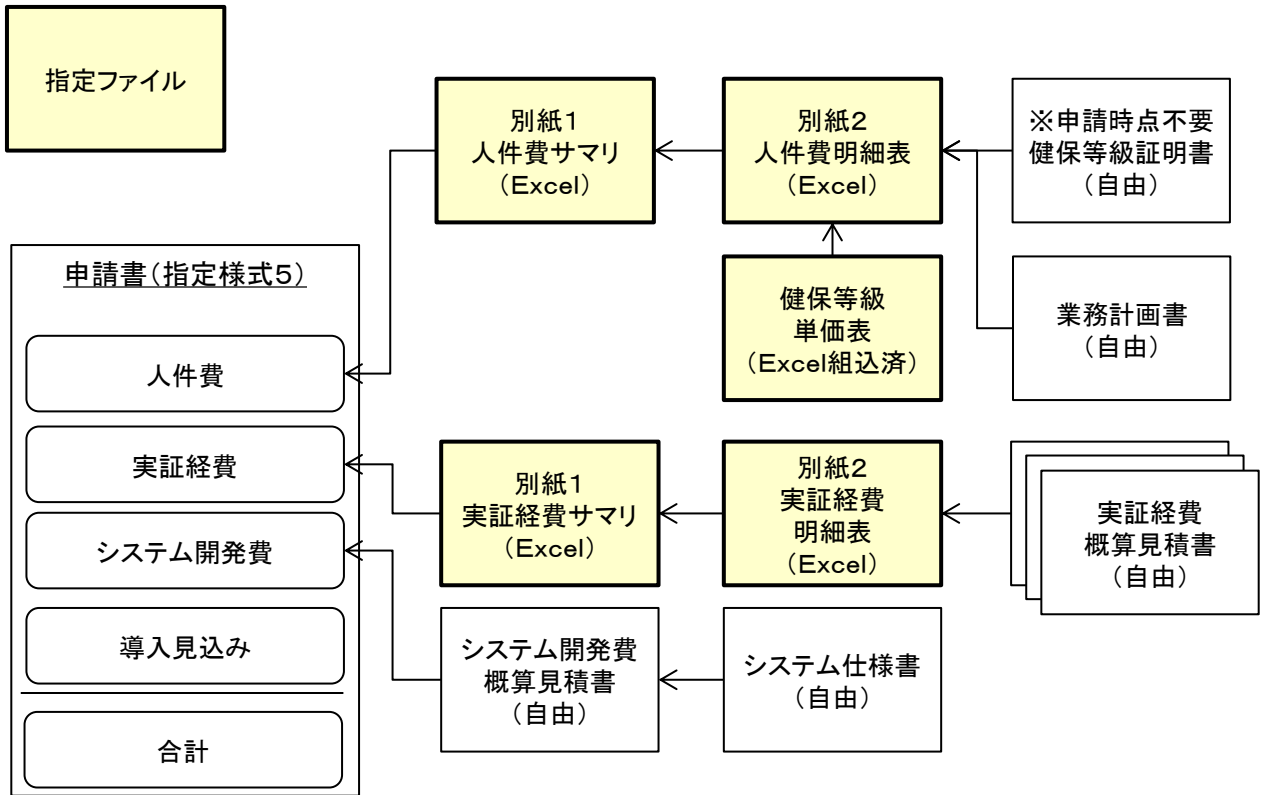
No.	書類名称	様式	注意事項
1	リソースアグリゲーター申請書	指定様式1	
2	事業者概要書	指定様式2	
3	実施体制図(※)	指定様式3	<ul style="list-style-type: none"> • Type I の場合はType II の事業者を、Type II の場合は、Type I の事業者を体制図に入れること • Type III の場合でType I とも連携する場合は体制図に入れること
4	システム・機器提案概要書	指定様式4	<ul style="list-style-type: none"> • 複数のシステム・機器を提案する場合は、システム・機器ごとに1枚ずつ作成・提出すること • システム毎に接続可能なVPPリソースを明示すること
5	導入目標・補助金申請予定(※)	指定様式5	<ul style="list-style-type: none"> • 親アグリゲーター毎にリソースアグリゲーターの導入見込みをSIIが集約し、親アグリゲーターの導入目標としてIAEに報告する • 平成31年までの計画がある場合は、可能な限りで必要項目を記載する
6	人件費・実証経費サマリ	別紙1	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じて行を追加すること(計算式に注意)
7	人件費・実証経費明細表	別紙2	<ul style="list-style-type: none"> • 必要に応じて行を追加すること(計算式に注意)
8	業務計画書	自由	<ul style="list-style-type: none"> • 4半期別の業務計画を作成すること • 人件費・実証経費・システム開発費の計画と一致させること
9	実証経費見積根拠資料	自由	<ul style="list-style-type: none"> • 実証経費の単価や数量がわかる資料(見積書・カタログ等) • 単価20万円以上の償却資産登録する設備等を購入する場合は、実績報告時に3社見積もりが必要になる場合がある。
10	見積依頼書 写	自由	
11	見積依頼仕様書	自由	<ul style="list-style-type: none"> • 補足①範囲の開発であることが明確にわかるようにすること • 自社開発の場合は、健保等級×工数で計算した見積書を提示すること(補足⑧参照)
12	概算見積書 写	自由	<ul style="list-style-type: none"> • 申請時点は概算見積でも可 • 実績報告時に3社見積もりが必要になる • 補助対象経費が最安値の見積を補助対象経費とする(発注は最安値以外の事業者でも可)
13	暴力団排除に関する誓約事項	別紙3	
14	役員名簿	別紙4	<ul style="list-style-type: none"> • 書類提出時点の、全ての役員を記載(執行役員を除く)。
15	事業者登記簿謄本	原本	<ul style="list-style-type: none"> • 発行後1年以内のもの(コピーでも可)
16	会社概要	自由	
17	決算報告書(直近2年分)	自由	
18	コンプライアンス体制図	自由	<ul style="list-style-type: none"> • コンプライアンス遵守の仕組みがわかる体制図
19	情報セキュリティポリシー 等	自由	<ul style="list-style-type: none"> • 情報管理における取り組みがわかる資料 • 取得している場合、第三者認証の認証証明書、社内規定のコピー等
20	VPPリソースの制御に関する提案書(案)	自由	<ul style="list-style-type: none"> • VPPのメリット等を説明できる内容であること
21	VPPリソースの制御に関する契約書(案)	自由	<ul style="list-style-type: none"> • 報告時の個人情報の提供、補助金の返還など補助金に関係して必要な文言を反映すること
22	VPP制御実績報告書(案)	自由	
23	カタログ類	自由	<ul style="list-style-type: none"> • VPPリソースの制御方法や提供システム、接続可能機器に関するカタログ類

4.リソースアグリゲーター申請方法

4-4. 申請時点のエビデンス構成に関して

下記のエビデンス構成で申請を行うこと。

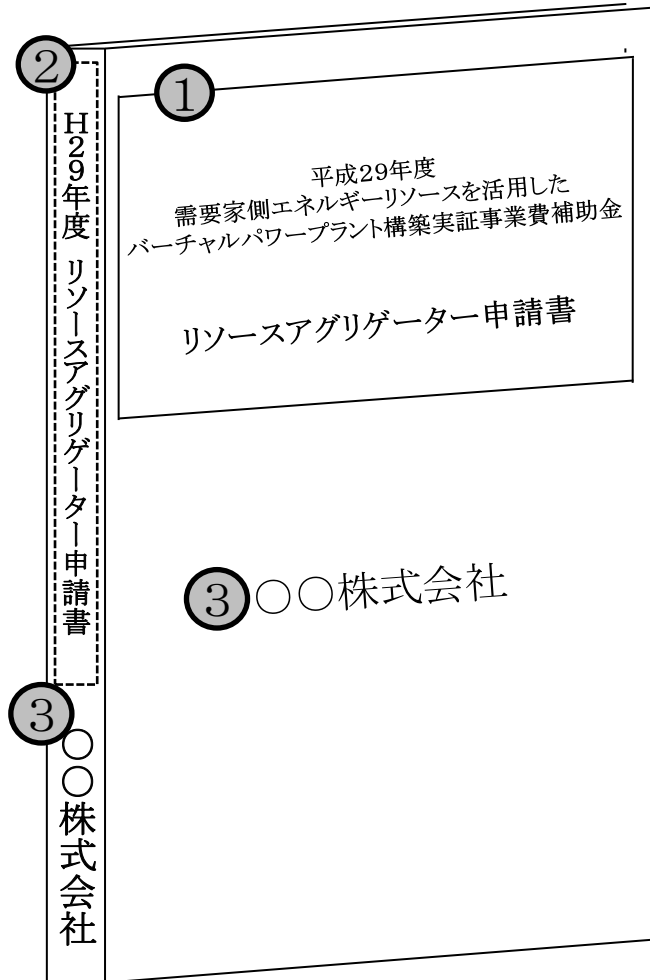
指定ファイルには計算式が組み込まれているため、行の追加を行う場合は計算式に注意すること。



4.リソースアグリゲーター申請方法

4-5.交付申請書のファイル作成方法

◇ ファイリングの参考例

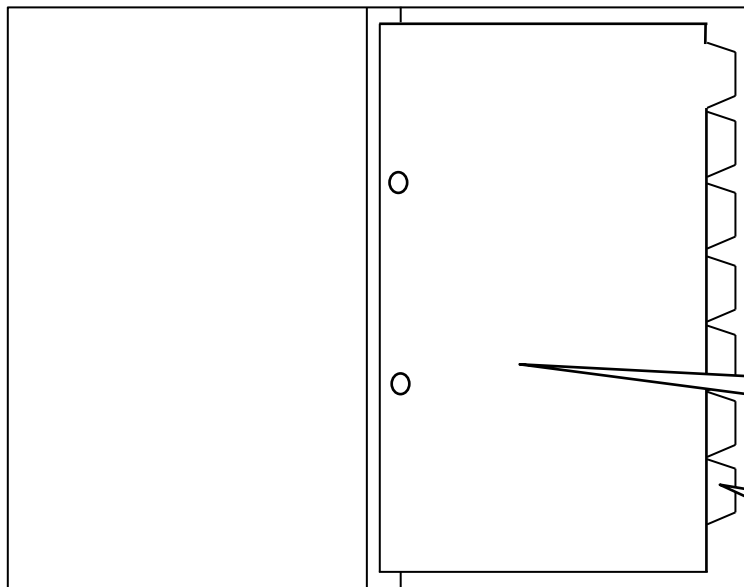


【ファイルの作成方法】

指定ファイル:A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用すること

- 申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ)でとし、表紙には下記の項目を記入すること。
 - ① 事業名称
 - ② 事業年度と指定名称
 - ③ 事業者名
- ファイルは、ファイリングする書類に応じた厚さにすること。
- 押印書類を含め、全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかかからないようにすること。
- 袋とじは不可。
- 書類のホチキス止めは不可。



【ファイリングの方法】

- 各書類の最初には、該当する書類のNo. と書類名称(P.33「4-3提出書類」参照)を記入したインデックスつきの中仕切りを挿入すること。
- 書類自体にはインデックスをつけないこと。

5.実証経費・システム開発費等申請方法

5.実証経費・システム開発費等方法

5-1. 提出書類

リソースアグリゲーターは、登録後に実証経費・システム開発費等の交付申請を行うことができる。申請する経費の種別に応じて必要な書類を提出すること。

提出先や提出方法は「4. リソースアグリゲーター申請方法」と同じ方法で行うこと。

※詳細は登録されたリソースアグリゲーター向けに再度説明を実施予定

区分	No.	書類名称	様式	注意事項	
共通	1	実証経費・システム開発費等交付申請書	様式1		
人件費	2	人件費・実証経費サマリ	別紙1	・登録申請時に使用するものと同じシートを使用	
	3	人件費実証経費明細表	別紙2	・登録申請時に使用するものと同じシートを使用	
事業費	実証経費	4	業務計画書	自由	・登録申請時に使用するものと同じシートを使用
		5	実証経費見積根拠資料	自由	・実証経費の単価や数量がわかる資料(見積書・カタログ等) ・単価20万円以上の償却資産登録する設備等を購入する場合は、実績報告時に3社見積もりが必要になる場合がある。
	システム開発費	6	システム・機器提案概要書	指定様式4	・登録申請時に使用するものと同じシートを使用 ・開発範囲をわかるようにすること
		7	見積依頼書 写	自由	
		8	見積依頼仕様書	自由	・補足①範囲の開発であることが明確にわかるようにすること ・自社開発の場合は、健保等級×工数で計算した見積書を提示すること(補足⑧参照)
		9	概算見積書 写	自由	・申請時点は概算見積でも可 ・実績報告時に3社見積もりが必要になる ・補助対象経費が最安値の見積を補助対象経費とする(発注は最安値以外の事業者でも可)
		10	カタログ類	自由	

5.実証経費・システム開発費等方法

補足⑧ 平成29年度健保等級単価表

等級	健保等級適用者			労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単価 (円/時間)		
	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額				
		以上	～			未満	以上		～	未満
1	58,000		～	63,000	340	450		～	83,790	450
2	68,000	63,000	～	73,000	400	530	83,790	～	97,090	530
3	78,000	73,000	～	83,000	460	610	97,090	～	110,390	610
4	88,000	83,000	～	93,000	520	690	110,390	～	123,690	690
5	98,000	93,000	～	101,000	580	770	123,690	～	134,330	770
6	104,000	101,000	～	107,000	610	810	134,330	～	142,310	810
7	110,000	107,000	～	114,000	650	860	142,310	～	151,620	860
8	118,000	114,000	～	122,000	690	930	151,620	～	162,260	930
9	126,000	122,000	～	130,000	740	990	162,260	～	172,900	990
10	134,000	130,000	～	138,000	790	1,050	172,900	～	183,540	1,050
11	142,000	138,000	～	146,000	840	1,110	183,540	～	194,180	1,110
12	150,000	146,000	～	155,000	880	1,180	194,180	～	206,150	1,180
13	160,000	155,000	～	165,000	940	1,260	206,150	～	219,450	1,260
14	170,000	165,000	～	175,000	1,000	1,340	219,450	～	232,750	1,340
15	180,000	175,000	～	185,000	1,060	1,410	232,750	～	246,050	1,410
16	190,000	185,000	～	195,000	1,120	1,490	246,050	～	259,350	1,490
17	200,000	195,000	～	210,000	1,180	1,570	259,350	～	279,300	1,570
18	220,000	210,000	～	230,000	1,300	1,730	279,300	～	305,900	1,730
19	240,000	230,000	～	250,000	1,420	1,890	305,900	～	332,500	1,890
20	260,000	250,000	～	270,000	1,540	2,040	332,500	～	359,100	2,040
21	280,000	270,000	～	290,000	1,650	2,200	359,100	～	385,700	2,200
22	300,000	290,000	～	310,000	1,770	2,360	385,700	～	412,300	2,360
23	320,000	310,000	～	330,000	1,890	2,520	412,300	～	438,900	2,520
24	340,000	330,000	～	350,000	2,010	2,680	438,900	～	465,500	2,680
25	360,000	350,000	～	370,000	2,130	2,830	465,500	～	492,100	2,830
26	380,000	370,000	～	395,000	2,250	2,990	492,100	～	525,350	2,990
27	410,000	395,000	～	425,000	2,430	3,230	525,350	～	565,250	3,230
28	440,000	425,000	～	455,000	2,600	3,460	565,250	～	605,150	3,460
29	470,000	455,000	～	485,000	2,780	3,700	605,150	～	645,050	3,700
30	500,000	485,000	～	515,000	2,960	3,940	645,050	～	684,950	3,940
31	530,000	515,000	～	545,000	3,140	4,170	684,950	～	724,850	4,170
32	560,000	545,000	～	575,000	3,310	4,410	724,850	～	764,750	4,410
33	590,000	575,000	～	605,000	3,490	4,650	764,750	～	804,650	4,650
34	620,000	605,000	～	635,000	3,670	4,880	804,650	～	844,550	4,880
35	650,000	635,000	～	665,000	3,850	5,120	844,550	～	884,450	5,120
36	680,000	665,000	～	695,000	4,030	5,360	884,450	～	924,350	5,360
37	710,000	695,000	～	730,000	4,200	5,590	924,350	～	970,900	5,590
38	750,000	730,000	～	770,000	4,440	5,910	970,900	～	1,024,100	5,910
39	790,000	770,000	～	810,000	4,680	6,220	1,024,100	～	1,077,300	6,220
40	830,000	810,000	～	855,000	4,910	6,540	1,077,300	～	1,137,150	6,540
41	880,000	855,000	～	905,000	5,210	6,930	1,137,150	～	1,203,650	6,930
42	930,000	905,000	～	955,000	5,510	7,330	1,203,650	～	1,270,150	7,330
43	980,000	955,000	～	1,005,000	5,800	7,720	1,270,150	～	1,336,650	7,720
44	1,030,000	1,005,000	～	1,055,000	6,100	8,120	1,336,650	～	1,403,150	8,120
45	1,090,000	1,055,000	～	1,115,000	6,460	8,590	1,403,150	～	1,482,950	8,590
46	1,150,000	1,115,000	～	1,175,000	6,810	9,060	1,482,950	～	1,562,750	9,060
47	1,210,000	1,175,000	～	1,235,000	7,170	9,530	1,562,750	～	1,642,550	9,530
48	1,270,000	1,235,000	～	1,295,000	7,520	10,010	1,642,550	～	1,722,350	10,010
49	1,330,000	1,295,000	～	1,355,000	7,880	10,480	1,722,350	～	1,802,150	10,480
50	1,390,000	1,355,000	～		8,230	10,950	1,802,150	～		10,950

6.提出書類の作成例

6.提出書類の作成例

(申請書の作成例)

(指定様式1)

平成 29 年 ○ 月 ○○ 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所 東京都中央区銀座○丁目○番○号
申請者 名 称 株式会社○○○○
代表者 代表取締役 環境 太郎

印

平成29年度需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント 構築実証事業費補助金 リソースアグリゲーター申請書

需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金交付規程（S I I - 2 9 E - 規程 - 0 0 1）およびリソースアグリゲーター公募要領の内容に同意し、リソースアグリゲーターとして申請いたします。

なお、採択後は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」に準じた適正な補助金運用を行います。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する平成29年度需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金は、経済産業省が定め平成29年度需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金交付要綱第2条に基づき、基金設置法人に交付される国庫補助金から、一定の要件を満たす者に交付するものです。

6.提出書類の作成例

(申請書の作成例)

(指定様式2)

(/)

事業者概要書

1. 事業者情報

事業者名	株式会社〇〇〇〇				
法人番号	1234567890123	業種	製造業		
所在地	〒000-0000	東京	都	中央	区 銀座〇丁目〇番〇号
	〇〇ビル〇階				
代表者役職	代表取締役社長		代表者氏名	環境 太郎	
設立年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	資本金(万円)	5,000	従業員数	500

2. 決算情報(直近2年度分)

報告期間	売上高(百万円)	営業利益(百万円)	経常利益(百万円)	総資産(百万円)	純資産(百万円)
平成27年4月~平成28年3月	228,300	52,300	12,841	214,899	81,441
平成28年4月~平成29年3月	194,300	47,551	8,991	199,641	73,488

3. 内部統制情報

内部統制についての取り組み	<p>※内部統制に係る取組を具体的に記入(記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社はコンプライアンス部を設置し、継続的・主体的に取り組んでいくための体制を構築しています。 当社はリスク管理システムを構築し、「リスク管理規制」を制定しています。 当社は〇〇監査法人と品質管理システムの構築および運用のサービスを契約しています。
情報管理についての取組	<p>※情報セキュリティマネジメントに係る第三者認証の取得などの詳細情報(認証基準、登録番号等)を具体的に記入(記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証基準: JIS Q 27001:2006(ISO/IEC27001:2005) 認証登録番号: 〇〇〇〇〇ISMS、ISO〇〇〇〇〇を〇〇年〇月に取得 セキュリティポリシーについては別添資料を参照

4. 担当者情報

※事業の責任者ではなく、実務担当者の情報を記入すること。

所属	〇〇部	役職	課長
担当者氏名	〇〇 〇〇	MAIL	〇〇〇@〇〇〇.co.jp
住所	〒000-0000	東京	都 中央 区 銀座〇丁目〇番〇号
	〇〇ビル〇階		
電話	(〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX	(〇〇) -〇〇〇〇-〇〇〇〇

5. 事業の実績

※VPPサービスおよびVPPに類似するサービス実績について記入。

※実績の内容を示す資料を必ず添付すること。

事業・サービス名	ダイヤモンドレスポンスサービス
事業・サービス概要	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭の電力見える化し、省エネの促進 電力会社と節電協力に対価を受ける契約を行っており、協力世帯に対して対価の分配 等

区分	顧客数	管理出力	制御実績	制御対象	制御内容
電源I-bDR	100	3500 kW	350 kW	業務用蓄電池	OPEN ADR信号を受けた充放電制御
小売向けDR	100	4000 kW	420 kW	業務用蓄電池	OPEN ADR信号を受けた充放電制御
上げDR		kW	kW		
他		kW	kW		

電源I-bDR: 送配電事業者向け電源I-bを想定した早い制御(反応時間~15分前、持続時間数時間程度)

小売向けDR: 小売電気事業者向けインバランス抑制制御

上げDR: 需要創出DR制御

他: 電圧制御、潮流制御、周波数制御(電源I-a)等

6. 補助事業の実績

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(B類型) 申請代行●件、採択●件 エネルギー管理システム導入促進事業費補助金(BEMS) アグリゲーター ●件申請・採択
------	---

6.提出書類の作成例

(申請書の作成例)

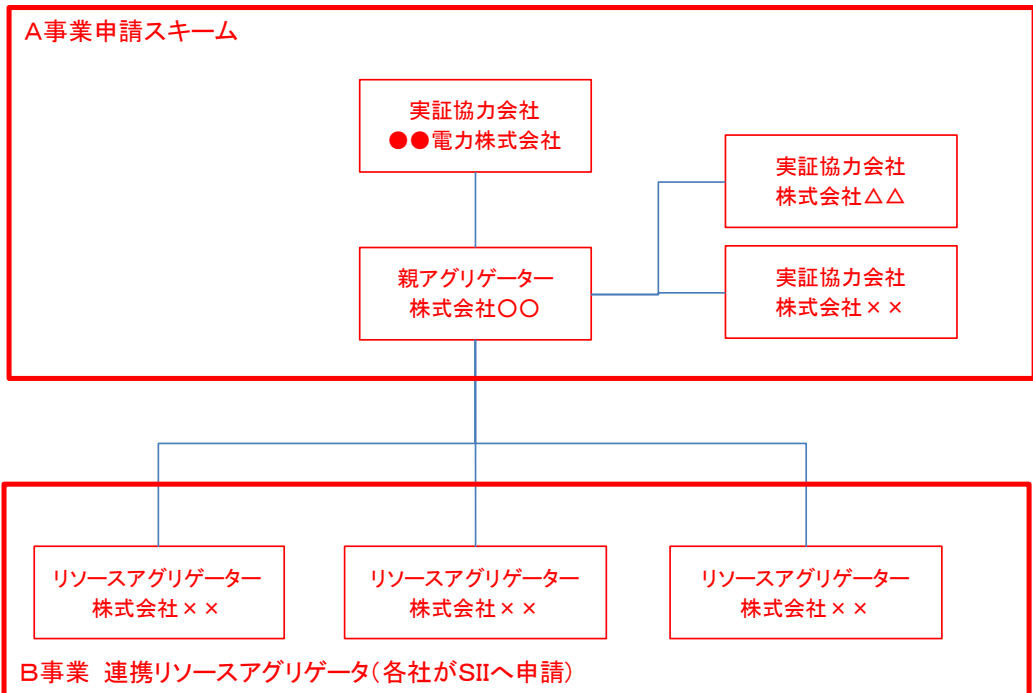
(指定様式 3)

実施体制図

※具体的な実証体制を記載すること。

体制図

- ※Type II or IIIの事業者がIAEに提出する体制図と同じ体制図をSIIに提出すること
- ※Type Iの事業者は必ずA事業に申請されているType II or IIIの事業者を体制図に入れること
- ※複数のType II・IIIの事業者と連携する場合は複数毎提出すること
- ※VPPサービスを提供する上で不可欠な協力会社がある場合は体制図に入れること



問い合わせ窓口	名称	●●●コールセンター		TEL	(〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	営業時間	平日 9:00~17:00		Mail	〇〇〇@〇〇〇.co.jp	
	URL	http://www.abc123456.com				
サービス提供エリア	<input type="checkbox"/> 北海道	<input checked="" type="checkbox"/> 東北	<input checked="" type="checkbox"/> 関東	<input type="checkbox"/> 甲信越	<input checked="" type="checkbox"/> 東海	<input checked="" type="checkbox"/> 関西
	<input type="checkbox"/> 中国	<input checked="" type="checkbox"/> 四国	<input checked="" type="checkbox"/> 九州・沖縄	事業所数		カ所

特記事項

6.提出書類の作成例

(申請書の作成例)

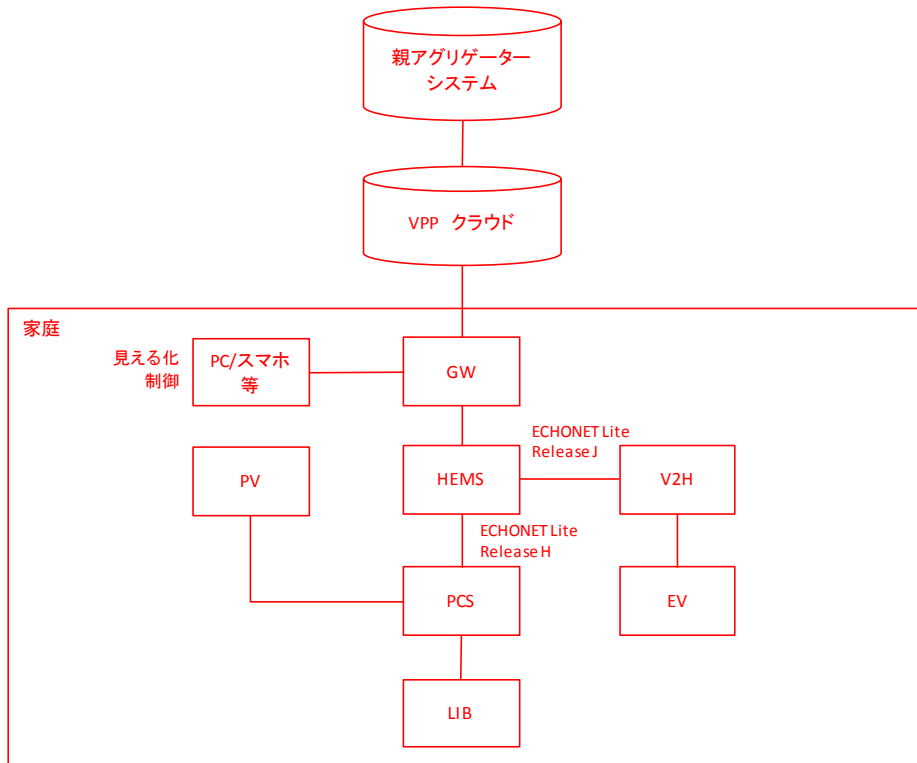
(指定様式4) ※システム・機器を複数提案する場合、システム毎に本提案書を作成すること。
また、詳細なスペック、価格等がわかるカタログ類がある場合、別途添付すること。

サービス・システム・機器提案概要書

事業者名 株式会社〇〇〇〇

サービス概要 クラウド型の蓄電池群管理システム
家庭用蓄電池及び、EVの蓄電池遠隔管理・制御を行う

システム構成図 システム名 VPP Management Sysytem



※記入欄が不足する場合は適宜行の追加を行うこと

制御可能リソース	A	B	C	D
家庭用蓄電池	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
産業用蓄電池	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
エコキュート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
V2H (EV)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
エネファーム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
空調	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
コジェネ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自家発電	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(自由記入欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(自由記入欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⇒

家庭用蓄電池メーカー	商品名	型番
株式会社〇〇	VPP蓄電池A	ABC-AAA-XXX
株式会社〇〇	VPP蓄電池B	ABC-BBB-XXX
株式会社〇〇	VPP蓄電池C	ABC-CCC-XXX

6.提出書類の作成例

(申請書の作成例)

(指定様式5)

(1/2)

導入目標・補助金申請予定 (平成29年度)

申請事業者名	株式会社〇〇〇〇
---------------	----------

<サマリ>

項目		補助対象経費 (円)		補助率		申請予定補助金額 (円)		
人件費		9,775,131		1/2		4,887,565		
事業費	実証経費	14,865,000		1/2		7,432,500		
	システム開発費	30,000,000		1/2		15,000,000		
小計						27,320,065		
VPPリソース	台数	設備出力 (kW)	制御見込 (kW)				補助率	申請予定補助金額 (円)
			電源I-bDR	小売向けDR	上げDR	他		
家庭用蓄電池	300	1,500	0	1,000	0	0	1/2・定額	50,000,000
産業用蓄電池	150	51,000	5,500	5,000	5,000	0	1/2・定額	150,000,000
エコキュート	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
V2H (EV)	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
エネファーム	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
空調	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
コジェネ	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
自家発電	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
(自由記入欄)	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
(自由記入欄)	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
小計						200,000,000		
補助金申請予定額合計						227,320,065		

※空調、コジェネ等の申請予定額は補助対象となる計測・制御機器等の補助金申請予定額を入れること

※公募要領を確認し、上限額等を考慮して数字を入れること

※導入リストと値を合わせること (デフォルトは数式が入っている)

<個別導入予定リスト>

導入予定先 (業種等だけでも可)	区分	電力管区	VPPリソース	台数	設備出力 (kW)	制御見込 (kW)			
						電源I-bDR	小売向けDR	上げDR	他
コンビニ	業務・産業	関西電力	産業用蓄電池	100	1,000	500			
事業所	業務・産業	九州電力	産業用蓄電池	50	50,000	5,000	5,000	5,000	
一般家庭	家庭	東京電力	家庭用蓄電池	300	1,500		1,000		

6.提出書類の作成例

(申請書の作成例)

(指定様式 5)

(2/2)

導入目標・補助金申請予定（平成30年度）

※今年度同様の補助金がある想定で記載すること

VPPリソース	台数	設備出力 (kW)	制御見込 (kW)				補助率	申請予定補助金額 (円)
			電源I-bDR	小売向けDR	上げDR	他		
家庭用蓄電池	150	750	0	500	0	0	1/2・定額	35,000,000
産業用蓄電池	105	30,750	3,350	3,000	3,000	0	1/2・定額	90,000,000
エコキュート	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
V2H (EV)	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
エネファーム	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
空調	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
コジェネ	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
自家発電	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
(自由記入欄)	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
(自由記入欄)	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
補助金申請予定額合計								125,000,000

<個別導入予定リスト>

導入予定先 (業種等だけでも可)	区分	電力管区	VPPリソース	台数	設備出力 (kW)	制御見込 (kW)			
						電源I-bDR	小売向けDR	上げDR	他
コンビニ	業務・産業	関西電力	産業用蓄電池	75	750	350			
事業所	業務・産業	九州電力	産業用蓄電池	30	30000	3000	3000	3000	
一般家庭	家庭	東京電力	家庭用蓄電池	150	750		500		

導入目標・補助金申請予定（平成31年度）

※今年度同様の補助金がある想定で記載すること

VPPリソース	台数	設備出力 (kW)	制御見込 (kW)				補助率	申請予定補助金額 (円)
			電源I-bDR	小売向けDR	上げDR	他		
家庭用蓄電池	300	1,500	0	700	0	0	1/2・定額	40,000,000
産業用蓄電池	60	10,500	1,250	1,000	1,000	0	1/2・定額	30,000,000
エコキュート	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
V2H (EV)	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
エネファーム	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
空調	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
コジェネ	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
自家発電	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
(自由記入欄)	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
(自由記入欄)	0	0	0	0	0	0	1/2・定額	
補助金申請予定額合計								70,000,000

<個別導入予定リスト>

導入予定先 (業種等だけでも可)	区分	電力管区	VPPリソース	台数	設備出力 (kW)	制御見込 (kW)			
						電源I-bDR	小売向けDR	上げDR	他
コンビニ	業務・産業	関西電力	産業用蓄電池	50	500	250			
事業所	業務・産業	九州電力	産業用蓄電池	10	10,000	1,000	1,000	1,000	
一般家庭	家庭	東京電力	家庭用蓄電池	300	1,500		1,000		

6.提出書類の作成例

(申請書の作成例)

(別紙1) 人件費・実証経費サマリ

会社名	株式会社〇〇〇〇
-----	----------

人件費サマリ

氏名	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	合計
ABC	184,800	554,400	554,400	554,400	1,848,000
DEF	183,600	550,800	550,800	550,800	1,836,000
HIJ	63,600	190,800	190,800	190,800	636,000
KLM	42,300	126,900	126,900	126,900	423,000
NOP	208,465	624,098	913,296	820,272	2,566,131
QWX	89,600	268,800	268,800	268,800	896,000
YZ	157,000	471,000	471,000	471,000	1,570,000
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
合計	929,365	2,786,798	3,075,996	2,982,972	9,775,131

実証経費サマリ

項目	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	合計
旅費	100,000	140,000	90,000	155,000	485,000
委託費	3,300,000	3,100,000	1,750,000	3,800,000	11,950,000
外注(請負)費	300,000	300,000	200,000	260,000	1,060,000
会議費	90,000	100,000	130,000	280,000	600,000
通信費	40,000	60,000	40,000	40,000	180,000
会議室借料	30,000	30,000	100,000	30,000	190,000
各種リース料	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
印刷製本費	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
合計	3,960,000	3,830,000	2,410,000	4,665,000	14,865,000

6.提出書類の作成例

(申請書の作成例)

(別紙2) 人件費・実証経費明細表

会社名	株式会社〇〇〇〇
-----	----------

人件費計算シート

氏名	保険等級	賞与回数	単価	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(h)	合計(¥)
ABC	20	4	1,540			120.00h	120.00h	120.00h	120.00h	120.00h	120.00h	120.00h	120.00h	120.00h	120.00h	1200.00h	¥ 1,848,000
DEF	20	2	2,040			90.00h	90.00h	90.00h	90.00h	90.00h	90.00h	90.00h	90.00h	90.00h	90.00h	900.00h	¥ 1,836,000
HIJ	15	4	1,060			60.00h	60.00h	60.00h	60.00h	60.00h	60.00h	60.00h	60.00h	60.00h	60.00h	600.00h	¥ 636,000
KLM	15	1	1,410			30.00h	30.00h	30.00h	30.00h	30.00h	30.00h	30.00h	30.00h	30.00h	30.00h	300.00h	¥ 423,000
NOP	18	2	1,730			120.50h	115.75h	120.00h	125.00h	125.50h	125.75h	150.50h	10.50h	90.00h	120.00h	1483.31h	¥ 2,566,131
QWX	16	4	1,120			80.00h	80.00h	80.00h	80.00h	80.00h	80.00h	80.00h	80.00h	80.00h	80.00h	800.00h	¥ 896,000
YZ	17	2	1,570			100.00h	100.00h	100.00h	100.00h	100.00h	100.00h	100.00h	100.00h	100.00h	100.00h	1000.00h	¥ 1,570,000
-																	
-																	
-																	
-																	
-																	
-																	
-																	
合計勤務時間																6283.31h	¥ 9,775,131

実証経費計算シート

項目	内容	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	参照No.
旅費		20,000	40,000	20,000	80,000	160,000	
会議費		30,000	40,000	40,000	40,000	150,000	
委託費		800,000	800,000	500,000	300,000	2,400,000	
委託費		2,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	6,000,000	
旅費		40,000	50,000	40,000	50,000	180,000	
通信費		20,000	40,000	20,000	20,000	100,000	
委託費		500,000	300,000	250,000	2,500,000	3,550,000	
外注(請負)費		100,000	100,000	100,000	10,000	310,000	
外注(請負)費		200,000	200,000	100,000	250,000	750,000	
通信費		20,000	20,000	20,000	20,000	80,000	
旅費		40,000	50,000	30,000	25,000	145,000	
会議室借料		30,000	30,000	100,000	30,000	190,000	
各種リース料		100,000	100,000	100,000	100,000	400,000	
会議費		30,000	30,000	50,000	200,000	310,000	
会議費		30,000	30,000	40,000	40,000	140,000	
合計		3,960,000	3,830,000	2,410,000	4,665,000	14,865,000	

6.提出書類の作成例

(申請書の作成例)

(別紙3)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1)法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

7.資料

資料① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
(昭和三十年八月二十七日法律第七十九号)

最終改正:平成一四年一二月一三日法律第一五二号

- 第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 補助金等の交付の申請及び決定(第五条—第十条)
第三章 補助事業等の遂行等(第十一条—第十六条)
第四章 補助金等の返還等(第十七条—第二十一条)
第五章 雑則(第二十一条の二—第二十八条)
第六章 罰則(第二十九条—第三十三条)
附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従ひ、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定めのあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行つて現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉するようのものであつてはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業者等及び間接補助事業者等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従ひ、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつて融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従ひ、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつて融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業者等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等は補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

7.資料

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(入札検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

7.資料

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

附 則 (昭和三四四年四月二〇日法律第一四八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)の施行の日から施行する。
(公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)

7 第二章の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十七年九月一五五法律第一六一号) 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四五年四月一日法律第一三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)
- 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
- 第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)
- 第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
(政令への委任)
- 第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一一年七月一六日法律第八七号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五款、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五百七条第四項から第六項まで、第六十条条、第六十三条、第六十四條並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
需要家側エネルギーリソースを活用した
バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金 事務局

TEL 03-5565-3960

Mail vpp_info@sii.or.jp

<受付時間:10:00~12:00 13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>